

第 6 章 課題別施策の展開

■課題別施策の体系

課 題	具体的施策の方向	主な担当部署
1 女性の人権	① 「第3次岐阜市男女共同参画基本計画ぎふ未来スケッチⅣ（改定版）」の推進 ② 女性センター事業の推進 ③ 「第4次岐阜市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の推進 ④ 女性の人権に関する学習機会の充実	男女共生・生涯学習推進課、全庁女性センター 子ども支援課 人権啓発センター
2 子どもの人権	① 妊娠期からの継続した支援 ② 育児不安の軽減と虐待発生子防への支援 ③ 就学前の子どもへの配慮 ④ 児童虐待等への対応 ⑤ 人権感覚をはぐくむ教育の推進 ⑥ 「子どもの権利」が保障される地域社会の確立 ⑦ 不登校の子どもに対する教育支援の充実 ⑧ いじめ問題対策の充実 ⑨ 生活困窮家庭の子どもに対する支援の充実 ⑩ 外国籍児童・生徒への対応	保健予防課 保健予防課 子ども保育課 子ども総合支援センター(子どもセンター) 学校指導課、幼児教育課 子ども政策課 子ども総合支援センター、教育支援課 学校安全支援課、学校指導課 生活福祉一課・二課・三課 学校指導課
3 高齢者の人権	① 生きがいづくりと地域活動の推進 ② 地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険事業の円滑な推進 ③ 多世代交流の推進 ④ 権利擁護の取組の促進 ⑤ 高齢者見守りネットワーク等の充実	高齢福祉課 介護保険課 高齢福祉課 高齢福祉課 高齢福祉課
4 障がいのある人の人権	① 理解の促進 ② 障がい者虐待防止など権利擁護の推進 ③ 障がいを理由とする差別の解消 ④ 発達障がいの心配がある子どもに対する相談体制の充実 ⑤ 学校教育の充実 ⑥ 雇用・就労の促進 ⑦ こころの健康づくりの推進 ⑧ 芸術発表及び各種イベントへの参加機会の提供	障がい福祉課 障がい福祉課 全庁 子ども・若者総合支援センター 学校指導課 労働雇用課 地域保健課 障がい福祉課
5 部落差別（同和問題）	① 普遍的な人権課題としての教育・啓発の推進 ② 人権課題解決をめざす市民交流拠点の運営 ③ 「えせ同和行為」の排除の徹底 ④ 公正な採用選考の啓発 ⑤ 結婚差別、就職差別につながる身元調査の防止	人権啓発センター、学校指導課 人権啓発センター 人権啓発センター 労働雇用課 市民課、人権啓発センター
6 外国人の人権	① 外国人市民が必要な情報を得られるまちづくり ② 外国人市民の生活を支える安心のネットワークがあるまちづくり ③ 多様性を生かした活気に満ちたまちづくり	国際課 国際課 国際課
7 HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権	① 偏見・差別の撤廃にむけた啓発 ② HIVやエイズの正しい知識の普及・啓発 ③ 健康教育の推進 ④ 感染症患者等に関する人権啓発 ⑤ 不安を軽減する取組	感染症・医務薬務課 感染症・医務薬務課 感染症・医務薬務課 人権啓発センター 感染症・医務薬務課
8 刑を終えて出所した人の人権	① 更生保護活動の推進 ② 社会復帰の支援	福祉政策課 福祉政策課
9 犯罪被害者とその家族の人権	① 教育・啓発の推進 ② 相談窓口等の充実 ③ 民間支援団体への支援と連携の充実	人権啓発センター 地域安全推進課 地域安全推進課
10 インターネットを悪用した人権侵害	① 広報・啓発の推進 ② デジタル・シティズンシップ教育の推進 ③ 人権侵害への対応 ④ 公式SNS等の適切な運営	人権啓発センター 学校指導課 人権啓発センター 広報広聴課/SNS管理部署
11 性的少数者の人権	① 教育の推進 ② 関連団体等との連携による効果的な啓発 ③ 相談窓口の周知 ④ 啓発資料の充実	学校指導課、社会・青少年教育課 人権啓発センター 感染症・医務薬務課 人権啓発センター、男女共生・生涯学習推進課
12 さまざまな人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームレスの状態にある人々の人権問題 ・年齢を超えた生活困窮者の人権問題 ・アイヌの人々の人権問題 ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災等の災害に起因する人権問題 ・人身取引（トラフィッキング）による人権問題 ・職場におけるハラスメント（いやがらせ）による人権問題

1 女性の人権

(1) 現状と課題

<女性の人権をめぐる動向>

性別に関わらず一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子化が進み、人口減少社会に突入した現在、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、社会全体で取り組むべき重要な課題です。男女共同参画社会を実現していくためには、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消、及び無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づきを促すための取組が必要です。

1999（平成11）年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進することを目的とし、国や都道府県はもちろん、国民にも基本理念に沿って、職場や学校、地域、家庭などで、積極的に取り組むように求めています。

女性の人権に関する教育・啓発が進む中、依然として、性別による固定的な役割分担意識や経済的な男女の格差がなくなるのが現状です。また、セクシュアル・ハラスメントやDV（ドメスティック・バイオレンス）などの心身への直接的な危害のほか、性の商品化、売買春、アダルトビデオ出演強要など性をめぐる問題などがあります。

近年、女性の活躍推進が国の成長戦略の中核に位置づけられ、2015(平成27)年には女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立しました。

また、2020（令和2）年に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。（2023（令和5）年に一部変更）

<岐阜市の動き>

本市では、2002（平成14）年6月に「岐阜市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会をめざして、市民、事業者と一体となり取り組んでいく姿勢を明らかにしました。条例制定に伴い、社会情勢の急激な変化に対応するため、1995（平成7）年に策定した「岐阜市女性行動計画 ぎふし未来スケッチ」を全面的に見直して、「岐阜市男女共同参画基本計画 ぎふし未来スケッチⅡ」を2004（平成16）年3月に策定しました。以降、取組の成果を評価しながら見直しを繰り返し、現在は、2023（令和5年）年3月に策定した「第3次岐阜市男女共同参画基本計画 ぎふし未来スケッチⅣ（改定版）」に基づき取組を進めています。

また、2002（平成14）年1月に、男女共同参画推進の拠点施設として開設した「岐阜市女性センター」を活用し、個人や団体の活動への支援を図るなど、男女共同参画社

会の実現に向けての着実な取組を実施しています。

一方、2009（平成21）年度には、「岐阜市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に総合的に取り組んできました。現在は、2024（令和6）年3月に策定した第4次計画に基づき取組を進めています。

2021（令和3）年9月には、岐阜市内に拠点を置くNPO団体等と連携し、様々な不安や困難を抱える女性が気軽に相談できる場所として「あんしんつながりステーション」を開設し、相談内容に応じた支援を行っています。

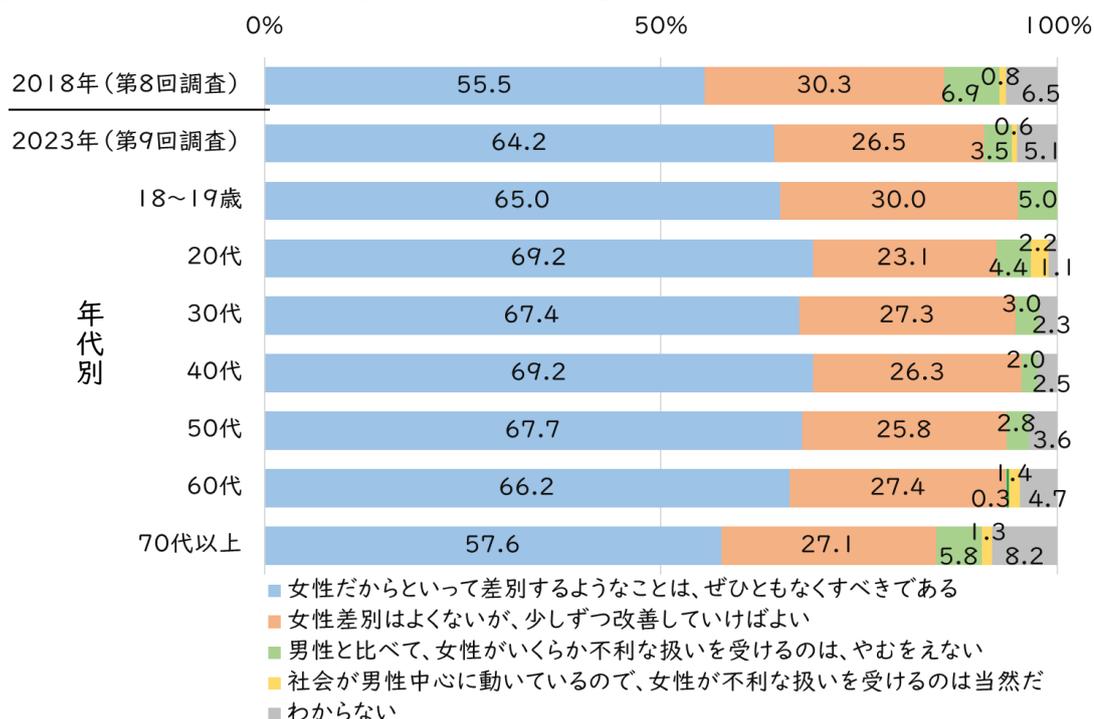
(2) 調査結果にみる現状と課題

① 女性差別についての意識

「家庭や地域、あるいは職場において、「女のくせに」と言われたり、「女性だから」ということで不利な扱いを受けたりする可能性があることについて、あなたはどのように考えますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、「女性だからといって差別するようなことは、ぜひともなくすべきである」と「少しずつ改善していけばよい」を合わせた〈女性差別を解消する立場〉が4.9ポイント上昇しました。

2023（令和5）年度の調査では、「女性だからといって差別するようなことは、ぜひともなくすべきである」が64.2%と最も高く、次いで「少しずつ改善していけばよい」が26.5%です。両者を合わせると、90.7%が〈女性差別を解消する立場〉で考えています。

図表6 女性が不利な扱いを受けたりする可能性があることについての考え

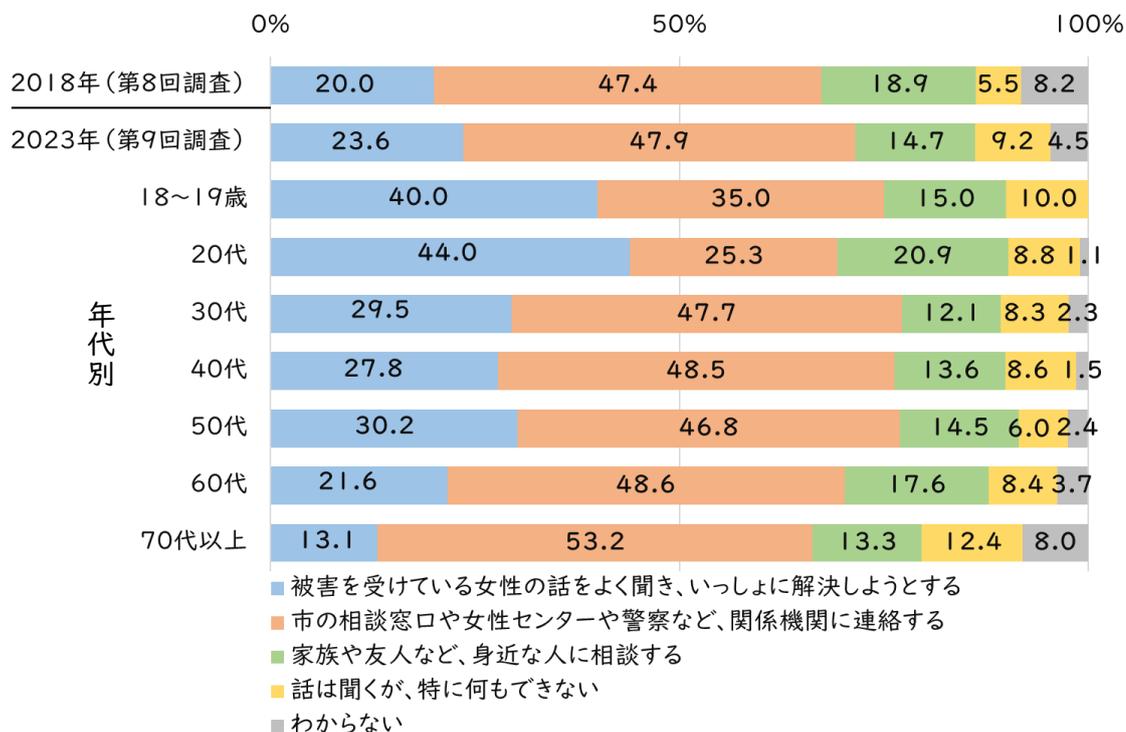


② DVについての意識

「あなたの知り合いの女性から、パートナーに虐待されていると相談を受けた場合、あなたはどのように行動しますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、「被害を受けている女性の話をよく聞き、いっしょに解決しようとする」と「市の相談窓口や女性センターや警察など、関係機関に連絡する」を合わせた「女性への虐待を許さない立場」が4.1ポイント上昇しました。

2023（令和5）年度の調査では、「市の相談窓口や女性センターや警察など、関係機関に連絡する」が47.9%と最も高く、次いで「被害を受けている女性の話をよく聞き、いっしょに解決しようとする」が23.6%です。両者を合わせると、71.5%が「女性への虐待を許さない立場」で考えています。女性への虐待について「家族や友人など、身近な人に相談する」は14.7%、「話は聞くが、特に何もできない」は9.2%です。

図表7 女性が虐待されていると相談を受けた場合の行動



(3) 具体的施策の方向

① 「第3次岐阜市男女共同参画基本計画ぎふ未来スケッチⅣ（改定版）」の推進

具体的な取組	担当部署
▶配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など性別に起因する人権侵害をなくし、男女の人権を尊重するため、あらゆる場において、性別による差別や侵害がなくなる取組をします。また、互いの性を尊重するとともに生涯にわたる心身の健康づくりへの支援をします。	男女共・生涯学習推進課 全庁
▶性別による固定的な役割分担意識を解消するために、家庭、職場、学校、地域などの場において、子ども、若者、高齢者などあらゆる世代に対し、男女共同参画の意義や責任についての学習する機会の充実と啓発を行います。	男女共・生涯学習推進課 全庁
▶本市における方針の立案及び決定に女性委員の参画を促進するとともに、自らモデル事業者をめざします。また、企業や団体へも、男女共同参画への働きかけを進めます。	男女共・生涯学習推進課 全庁
▶子育てや介護を含む家庭生活に男女がともに主体的に関わり、地域活動においても男女がともに参画していく環境づくりをします。	男女共・生涯学習推進課 全庁

② 女性センター事業の推進

具体的な取組	担当部署
▶女性センターは、男女共同参画社会の実現を図るため、男女共同参画を推進する拠点施設として事業を実施します。	女性センター

③ 「第4次岐阜市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の推進

具体的な取組	担当部署
▶今後も継続してDVに関する広報・啓発、相談体制の強化などの重点施策の推進を図り、配偶者・パートナーからの暴力の防止及び被害者の保護に総合的に取り組むとともに、交際相手からの暴力（デートDV）を含めたDV啓発を、児童・生徒に対して実施します。	子ども支援課 学校指導課 人権啓発センター
▶岐阜県、警察、地域の支援団体等と連携し、DVの啓発活動を行います。	子ども支援課

④ 女性の人権に関する学習機会の充実

具体的な取組	担当部署
▶学習資料の中に「セクシュアル・ハラスメント」「DV」について取り上げるなど、男女が互いに人権を尊重し合う意識を定着させる内容を盛り込んだ研修等を実施します。	人権啓発センター
▶人権擁護委員をはじめとする、「女性の人権」を尊重する活動に従事する団体と連携を図っていきます。	人権啓発センター

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

<子どもの人権をめぐる動向>

1994（平成6）年に批准した「児童の権利に関する条約」では、子どもを単に保護の対象として見るのではなく、生存や保護、発達、意見表明などの権利を行使する主体として位置づけています。しかし、依然として子どもが権利の主体として尊重される存在であるという認識が十分ではありません。

わが国においては、1999（平成11）年に児童に対する性的搾取や性的虐待を防止するため「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」が施行され、2000（平成12）年には児童の心身の成長に多大な影響を与える児童虐待を防止するため「児童虐待防止法」が施行されました。

2013（平成25）年6月には「いじめ防止対策推進法」が公布され、いじめ防止、早期発見や対処のための対策に関する基本方針を定め、国や地方公共団体、学校、関係者の連携のもと、いじめ問題の克服にむけての取組が始まりました。

2022（R4）年5月には「こども基本法」が公布され、子どもの権利を守り、国等の施策に子どもや子育て当事者の意見を反映させていく方針を明確にしました。

<岐阜市の動き>

本市では、2006（平成18）年4月に「岐阜市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもが一人の人間として、自分らしく安心して暮らしていくことができる環境を築き、子どもの権利を総合的に保障することを宣言するとともに、同条例により「岐阜市子どもの権利推進委員会」を設置しました。同委員会は、2010（平成22）年3月に「子どものいじめ問題に関する提言書」を提出し、以降、提言を受けた取組の実施及び審議を重ねてきており、幅広い分野において子どもの権利保障の実施状況を確認した上で、更なる子どもの権利の保障を推進しています。

2013（平成25）年度には、「岐阜市子育て支援会議」を設置し、子ども・子育て支援に関する施策等の推進等に関する事項について審議しています。

2014（平成26）年4月には、「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」を施行し、学校等におけるいじめの防止に資するとともに、生活上のさまざまな悩みや困難を有する子ども・若者に対し、一人ひとりの状況に応じ、福祉、教育その他の関連分野における総合的な支援を行うため、「岐阜市子ども・若者総合支援センター」を設置し、子育て、児童虐待、発達障がい、不登校、いじめ、就学・就労等について相談支援を行っています。

2019（令和元）年7月、岐阜市立中学校の生徒が、いじめを主要因として自死するという大変痛ましい出来事が起こりました。こうした悲劇を二度と繰り返さないことを心に刻み、2020（令和2）年9月に、「岐阜市いじめ防止対策推進条例」を制定、施行しま

した。

2021（令和3）4月には、東海地区初の公立学びの多様化学校（不登校特例校）「岐阜市立草潤中学校」が開校しました。

2023（令和5）年4月には、0歳から小学生までの子どもたちが、遊びを通して学び、成長し、探求力を高めることを目的とした「岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設ツナグテ」を開設しました。

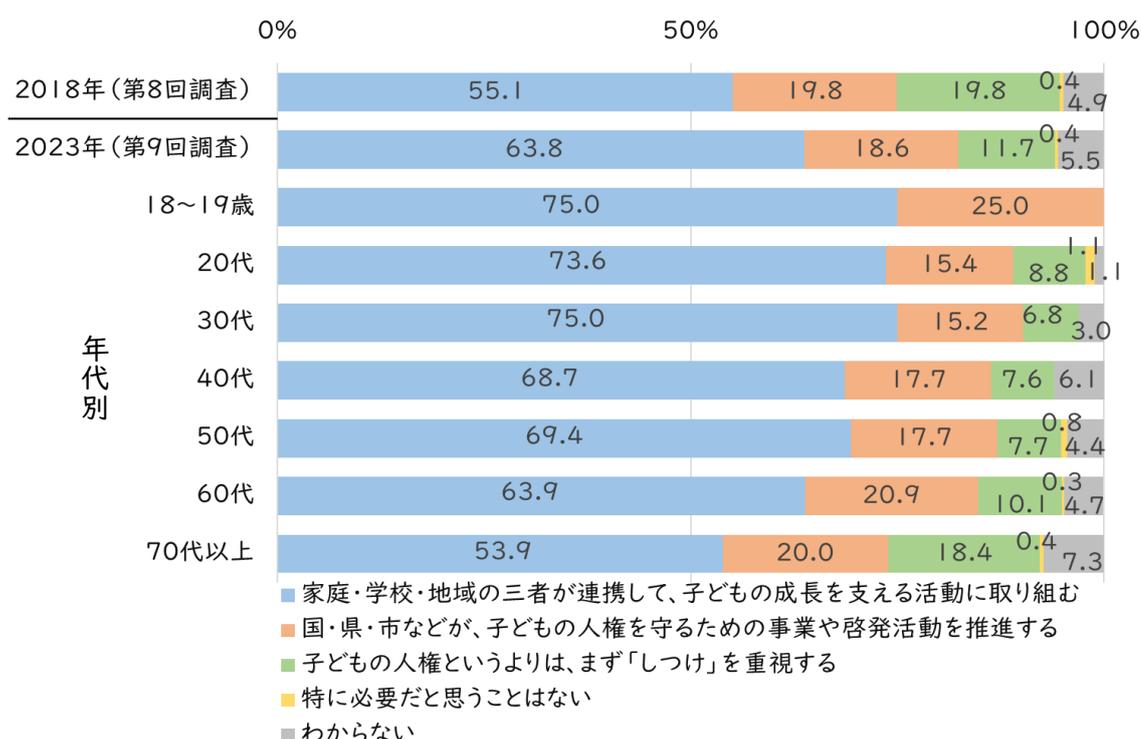
(2) 調査結果にみる現状と課題

① 子どもの人権を守るために必要なこと

「子どもの人権を守るために、どのようなことが必要だと考えますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、「家庭・学校・地域の三者が連携して、子どもの成長を支える活動に取り組む」と「国・県・市などが、子どもの人権を守るための事業や啓発活動を推進する」を合わせた「子どもの人権を守る立場」が7.5ポイント上昇しています。

2023（令和5）年度の調査では、「家庭・学校・地域の三者が連携して、子どもの成長を支える活動に取り組む」が63.8%と最も高く、「国・県・市などが、子どもの人権を守るための事業や啓発活動を推進する」は18.6%です。両者を合わせると、82.4%が「子どもの人権を守る立場」で考えている人です。次いで、「子どもの人権というよりは、まず『しつけ』を重視する」も11.7%となっています。

図表8 子ども人権を守るためにどのようなことが必要か



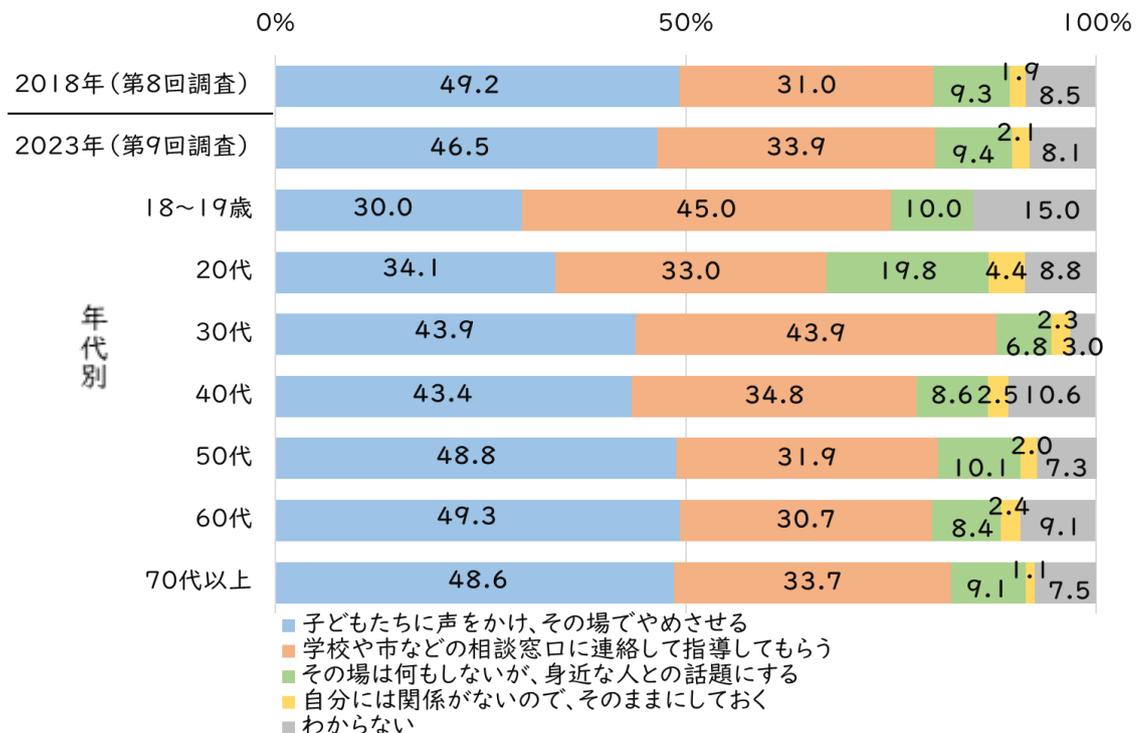
② いじめについての意識

「子どもたち同士の「いじめ」ととれるような場面に出会ったとき、どのように行動しますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、<「いじめ」の問題について解決のために行動する立場>の割合がともに高く、8割を超えています。一方、「そのままにしておく」と「わからない」を合わせた割合が1割を超えています。この結果を重く受け止め、教育・啓発を推進していく必要があります。

2023（令和5）年度の調査では、「子どもたちに声をかけ、その場でやめさせる」が46.5%と最も高く、次いで「学校や市などの相談窓口連絡して指導してもらう」が33.9%です。両者を合わせて、80.4%が<「いじめ」の問題について解決のために行動する立場>で考えています。

年代別にみると、<「いじめ」の問題について解決のために行動する立場>で考えている人の割合は、30代が最も多く、全体としては年代が上がるに従い高くなる傾向にあります。

図表9 子ども同士の「いじめ」ととれるような場面にあった場合の行動

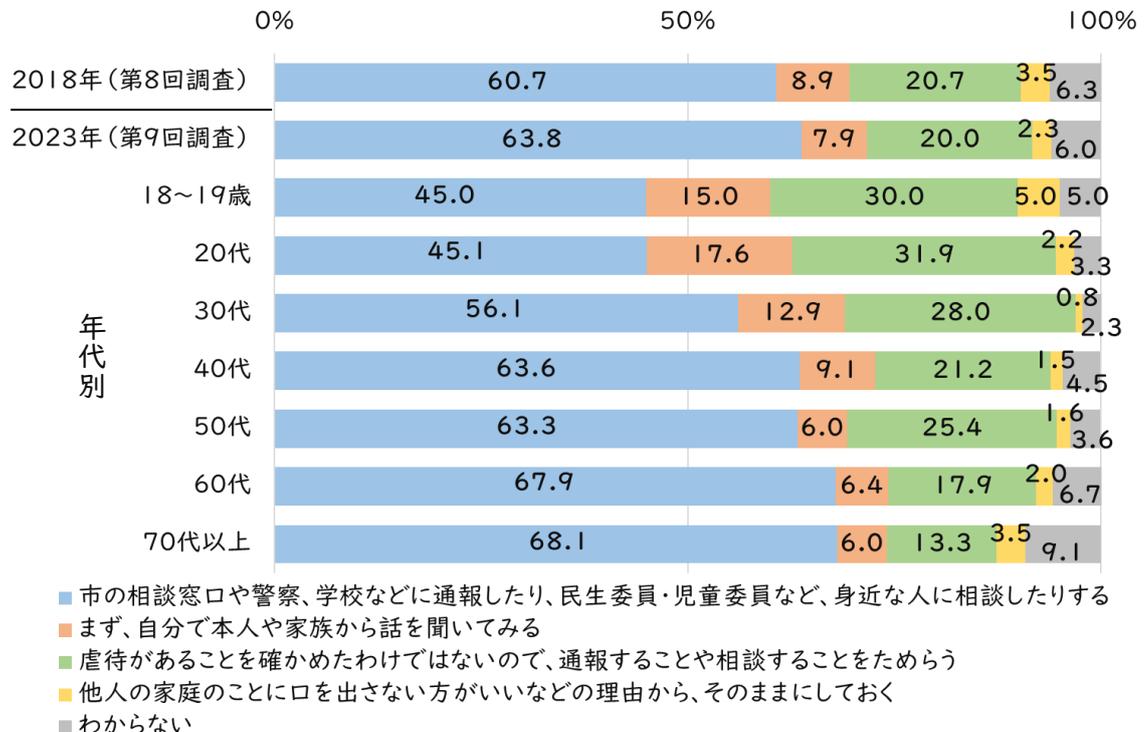


③ 虐待についての意識

「身近に住む子どもが、虐待を受けている疑いがあると感じたとき、どのように行動しますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、「迷わず市の相談窓口や警察、学校などに通報したり、民生委員・児童委員など、身近な人に相談したりする」と「まず、自分で本人や家族から話を聞いてみる」を合わせた<子どもへの虐待を許さない立場>が2.1ポイント上昇しています。また、年代別にみると、年代が上がるにしたがい、<子どもへの虐待を許さない立場>で考えている人が高くなる傾向にあります。

2023（令和5）年度の調査では、「迷わず市の相談窓口や警察、学校などに通報したり、民生委員・児童委員など、身近な人に相談したりする」が63.8%と最も高く、「まず、自分で本人や家族から話を聞いてみる」は7.9%です。両者を合わせて、71.7%が<子どもへの虐待を許さない立場>で考えています。「虐待があることを確かめたわけではないので、通報することや相談することをためらう」が20.0%、「他人の家庭のことに口を出さないほうがいいなどの理由から、そのままにしておく」が2.3%あります。

図表10 身近に住む子どもが虐待を受けている疑いがあると感じたときの行動



(3) 具体的施策の方向

① 妊娠期からの継続した支援

具体的な取組	担当部署
▶女性にとって不安や悩みが生じやすい妊娠・出産期における不安の軽減を図るため、母子健康手帳交付時には、妊婦健診の必要性、流産や低出生体重児の出産などの危険因子となる「喫煙や飲酒」の影響や、相談窓口の紹介など、必要な情報提供に努めます。	保健予防課
▶若年妊婦、多胎児妊婦等に対し訪問・電話相談を行います。	保健予防課
▶こども家庭センター各保健センター窓口において妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握するとともに、妊産婦や保護者の相談に応じたり、関係機関と連絡調整するなどしたりして、切れ目のない支援を提供します。	保健センター
▶妊産婦が保健上必要があるにも関わらず、経済的な理由により入院助産を受けることができず、また、他からの援助が受けられない方などの安全な出産を「助産制度」により支援します。	子ども支援課

② 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援

具体的な取組	担当部署
▶育児情報の氾濫や連帯感の希薄化、親自身の精神的な問題や生活上のストレスなどの要因による育児のさまざまな場面における不安や悩みの解消を図るため、乳幼児健康診査及び相談体制の充実に努めることはもちろん、「すくすく赤ちゃん子育て支援事業」として、生後4か月までの家庭を全戸訪問し、不安・悩みを聞き必要な情報提供を行います。	保健予防課
▶支援が必要な家庭においては、「養育支援訪問事業」などのサービスに結びつけることにより子育ての孤立化を防ぎ、地域の中で安心して育児に取り組み、子どもがすこやかに成長できるよう支援します。	保健予防課
▶出産後、体調や育児に不安のあるお母さんが安心して子育てができるよう、市が委託する医療機関で宿泊・日帰りや訪問により、お母さんと赤ちゃんの心身のケアや育児サポートなどを受ける「産後ケア事業」を実施します。	保健予防課
▶多胎家庭を対象に多胎育児の経験者であるピアサポーターが、家庭訪問や乳幼児健康診査の会場で、多胎児の子育ての相談に応じる「多胎児家庭サポート事業」を実施します。	保健予防課
▶出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成することにより、産婦健診の結果から産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、産後うつや新生児の虐待予防を図ります。	保健予防課
▶地域ごとに地域の子育て関係者と子育て支援地域連携会議を開催し、情報の交換・共有を図り、地域の中での理解者や支援者を増やしていく取組を推進します。あわせて、親同士が悩みを出し合い解決できるよう、地域の子育てサークルに関する情報提供を行うとともに、活動支援を行います。	保健センター
▶子育て支援情報や施設情報、イベント情報など子育てに必要な情報を「ぎふし子育て応援アプリ」や「岐阜市親と子のハンドブックぶりあ」等で提供していきます。	子ども政策課

③ 就学前の子どもへの配慮

具体的な取組	担当部署
▶乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を養う重要な時期であることから、家庭や地域と連携し、一人ひとりの子どもの発達段階や個性に応じた保育や教育を実施します。	子ども保育課 幼児教育課
▶人権尊重の視点に立った保育や教育を推進するため、保育・教育関係者の研修の充実を図ります。	子ども保育課 幼児教育課
▶遊びを通して学び、成長し探求力を高め天候に関係なく遊び込める場所、柳ヶ瀬子育て支援施設「ツナグテ」を開設し、子育てする家庭を支援します。	子ども支援課

④ 児童虐待等への対応

具体的な取組	担当部署
▶児童への虐待、養育の放棄等子どもの人権を侵害する行為を早期に発見し、子どもとその保護者等へ適切な指導・援助が行えるよう、相談体制の充実を図ります。	子ども・若者総合支援センター (こども家庭センター)
▶要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことができるよう、「要保護児童対策地域協議会」を中心に多機関の円滑な連携・協力を努めます。	子ども・若者総合支援センター (こども家庭センター)
▶虐待を知ったときは通報する義務があることを啓発するよう努めていきます。	子ども・若者総合支援センター (こども家庭センター)
▶子ども・若者総合支援センター内に、24時間対応の子ども専用相談窓口「子どもホットダイヤル」「子どもホットメール」を設置し、その情報を市内全小中学校の児童・生徒のタブレット端末に配信しています。また、タブレット端末を使って心の状態を把握するシステム「ここタン」上で、児童・生徒が相談相手として学校の職員以外を選択した際、上記相談窓口につながる電話番号や2次元コードが表示されるようにします。	子ども・若者総合支援センター
▶民生委員・児童委員、生活福祉課職員等向けの児童虐待対応研修を実施します。	子ども・若者総合支援センター (こども家庭センター)
▶学校教職員を対象とした児童虐待現場対応研修や、幼稚園・保育所等職員向けの研修を実施します。	子ども・若者総合支援センター (こども家庭センター)
▶児童虐待防止リーフレットを作成し、市内小中学校の1年生を対象に配付します。また、オレンジリボン絵てがみコンテストを実施します。	子ども・若者総合支援センター (こども家庭センター)

⑤ 人権感覚をはぐくむ教育の推進

具体的な取組	担当部署
▶学校教育においては、教師自身の人権感覚を磨く研修を行うとともに、いじめや差別を見逃さない教育の充実を図ります。	学校指導課

具体的な取組	担当部署
▶幼稚園・保育所等、小中学校において、互いの気持ちや考え、個性を尊重し合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人間関係づくりに努めます。	学校指導課 幼児教育課
▶仲間との関わりの中で生じるさまざまな問題の解決に向けた取組を通して、正しく判断し相手を思いやる行動を、日常生活においても実践できるように努めます。	学校指導課
▶小中学校等を通じ、児童・生徒に対し、いじめや子どもの権利に関する周知・啓発を行います。	子ども政策課

⑥ 「子どもの権利」が保障される地域社会の確立

具体的な取組	担当部署
▶地域・家庭・学校において、「岐阜市子どもの権利に関する条例」を活用した取組を進められるように、関係各課が子どもの権利を保障する総合的な施策の実施に努めます。	子ども政策課
▶小中学校長会やPTA連合会、青少年育成市民会議などに「子どもの権利」に関する周知を図るとともに、子ども向けの人権教室を実施する法務局との連携を推進します。	子ども政策課
▶子どもが、すこやかに生まれ、かつ育成される環境を整備するとともに、一人ひとりの基本的人権が尊重されるよう、「岐阜市こども計画」を策定し、推進します。	子ども政策課

⑦ 不登校の子どもに対する教育支援の充実

具体的な取組	担当部署
▶小中学校における不登校に対しては、「子ども・若者自立支援教室」を市内4か所に設置し、学習支援やさまざまな体験活動を通して自己有用感や自己肯定感を高め、社会的自立に向けた力を培うよう努めます。	子ども・若者総合支援センター
▶いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを子ども・若者総合支援センター内に配置し、相談・支援体制を整備します。	子ども・若者総合支援センター
▶岐阜市子ども・若者総合支援センターにおいて、0歳児から20歳前までの子ども・若者を対象に、悩みや不安の相談に応じるなど専門スタッフが継続的に支援します。	子ども・若者総合支援センター
▶学びの多様化学校（不登校特例校）「岐阜市立草潤中学校」を設置し、不登校を経験した生徒のありのままを受け入れ、個に応じたケアや学習環境の中で心身の安定を取り戻しつつ、新たな自分の可能性を見出す支援をします。	学校安全支援課
▶市立中学校10校に「校内フリースペース」を整備しており、今後、拡大していきます。また、メタバースを活用したオンラインフリースペースを定期開催し、不登校児童生徒それぞれの状況に応じた学びと居場所づくりを推進します。	学校安全支援課

⑧ いじめ問題対策の充実

具体的な取組	担当部署
▶「いじめ防止等対策推進条例」に基づく「いじめ問題対策連絡協議会」を中心に関係機関と連携し、いじめ問題への対策を協議していきます。	学校安全支援課 学校指導課
▶教育委員会に「いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ防止のための取組を実施するとともに、重大事態発生時には、学校設置者の立場から調査を実施します。	学校安全支援課 学校指導課
▶学校においては、ピアサポートの考え方を土台に、生徒指導主事等が、子ども同士のトラブルを未然に防ぐコミュニケーション能力を高める手法を学び、子どもたち自身の人間関係形成能力を高め、いじめ等の未然防止を図ります。	学校安全支援課 学校指導課
▶いじめ対策監研修会、生徒指導主事会、教育相談担当者会等の開催を通じて、差別やいじめを未然に防ぐ指導、いじめ問題の早期解決に向けて共通理解を図るとともに、学校間、教職員同士の連携を一層強化し、いじめ未然防止、いじめの早期発見・早期対応に向けた積極的な取組を進めます。	学校安全支援課 学校指導課
▶市立小中学校、高等学校、特別支援学校に、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、発生時の対応に専任する教員「いじめ対策監」を配置するとともに、5名の主任いじめ対策監を配置し、いじめ事案対応の一層の充実と平準化及び特定案件への重点的支援等を行います。	学校安全支援課
▶人権啓発センターにおいては、子どもの人権の中でも、特に「いじめ」「虐待」に関する内容に重点を置いた啓発資料を作成するとともに、それらをテーマとした学習講座や研修会を実施します。また、センター職員の出前講座においても積極的に取り上げ、幼少期から自己肯定感を高めることで、いじめをしない・させない力を育むことにつながるの考えを中心に子どもたちを取り巻く大人への啓発をさらに充実させていきます。	人権啓発センター

⑨ 生活困窮家庭の子どもに対する支援の充実

具体的な取組	担当部署
▶「生活困窮者自立支援法」(2015(平成27)年4月施行)に基づき、生活困窮家庭の子どもたちの学習支援や進学支援を行います。	生活福祉一課・二課・三課

⑩ 外国籍児童・生徒への対応

具体的な取組	担当部署
▶外国籍児童・生徒を支援する指導員派遣制度を5か国語(中国語・タガログ語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語)について実施します。	学校指導課

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

<高齢者の人権をめぐる動向>

国連では、1991（平成3）年に、高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳を内容とする「高齢者のための国連原則」が採択され、1992(平成4)年には、1999（平成11）年を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。

わが国においては、世界に例を見ない速さで高齢化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の推計（出生中位推計）では、2038（令和20）年には3人に1人が65歳以上の高齢者となることが予測されています。このことにより、高齢化に適応した豊かな社会の実現が求められます。しかし、高齢者の雇用環境は厳しい状況であり、さらには疾病等のために介護を必要としている高齢者に対し、介護者が肉体的、心理的に虐待を加えるなどの高齢者虐待のほか、財産面でもさまざまな問題が生じています。

高齢者の権利擁護に向けた取組として、2000（平成12）年度に、介護保険施設における身体拘束の廃止を目的として、身体拘束ゼロ作戦が開始されるとともに、2001（平成13）年度には、成年後見制度利用支援事業が創設されました。

2006（平成18）年4月には、高齢者への虐待防止を目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、その第7条で、高齢者虐待を発見した場合の市町村への通報義務などが規定されました。また、「介護保険法」の改正により、各市町村において高齢者の虐待防止や権利擁護の相談・支援等の業務を行う総合窓口として「地域包括支援センター」を設置することとされました。

2024（令和6）年1月には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができることを目的に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識と理解を深め、共生社会の実現に寄与することとされました。

また、80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負う「8050問題」が大きな問題となっています。こうした状況下で生きづらさを抱える親子が必要な支援を受けられる社会が求められています。

<岐阜市の動き>

本市では、「第9期岐阜市高齢者福祉計画」を策定し、「高齢者の一人ひとりが生きがいを持ち、地域で安心して暮らせる社会の創造」を基本理念に高齢者施策を推進しています。健康で充実した高齢期を迎えられるように、また生活の支援や介護が必要となった場合には、介護保険をはじめとした公的な福祉サービスの利用や、地域包括ケアシステムの構築により、地域の見守りや支え合いによって、安心して暮らしていけるような地域社会づくりを進めています。また、認知症の正しい知識の普及、啓発に向け、認知症サポーターの養成や専門職によるネットワークの構築を進めています。

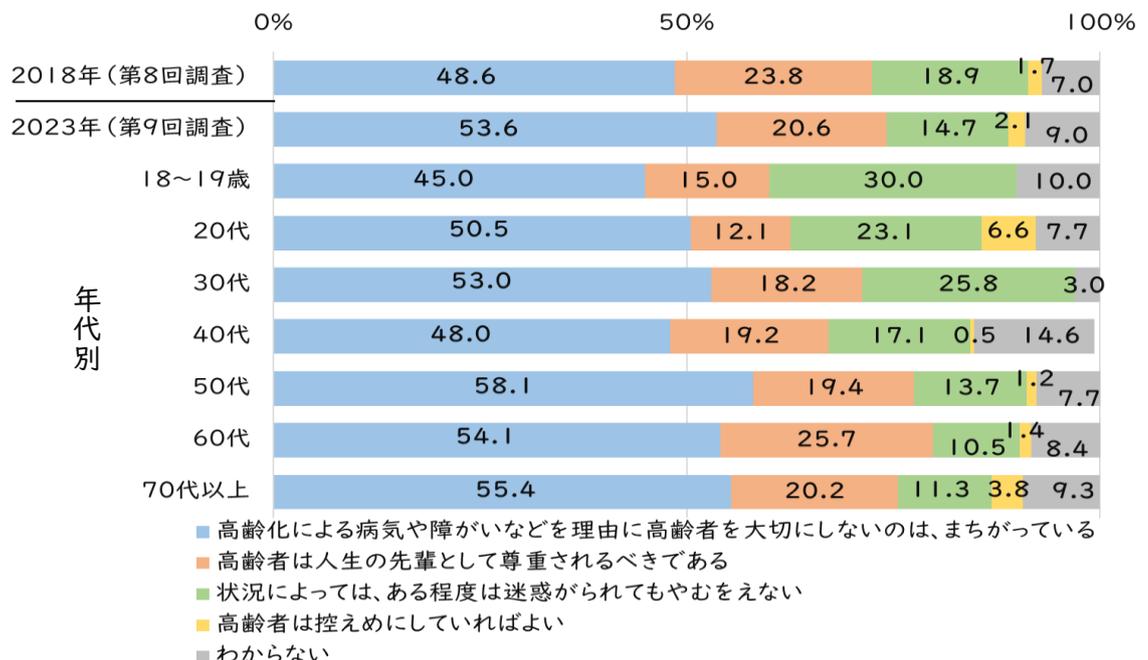
(2) 調査結果にみる現状と課題

① 高齢者の人権についての意識

「近所で、高齢者が大切にされていないことを聞いた場合、あなたはどのように考えますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、「大切にしないのは、まちがっている」と「人生の先輩として尊重されるべきである」を合わせた<高齢者を尊重する立場>が1.8ポイント上昇しています。

2023（令和5）年度の調査では、「大切にしないのは、まちがっている」が53.6%と最も高く、次いで「人生の先輩として尊重されるべきである」が20.6%です。両者を合わせると、74.2%が<高低下齢者を尊重する立場>で考えています。「状況によっては、ある程度は迷惑がられてもやむをえない」が14.7%、「高齢者は控えめにしていればよい」が2.1%あります。

図表11 高齢者が大切にされていないことを聞いた場合の考え

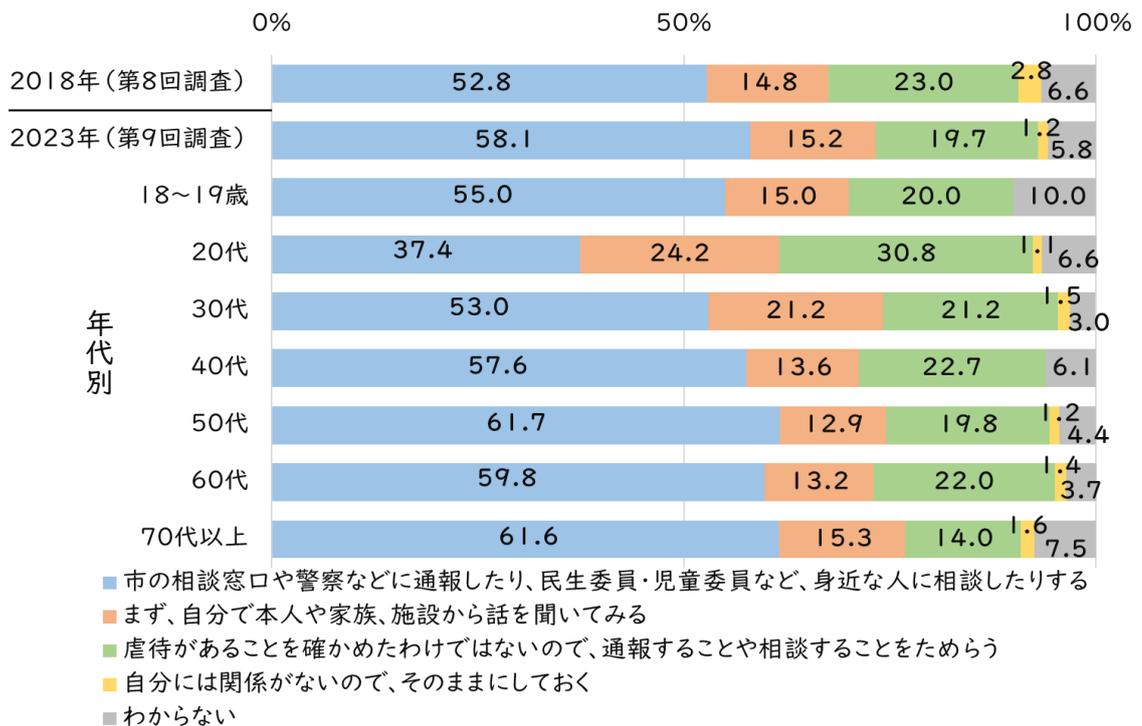


② 虐待についての意識

「身近に住む高齢者が、家庭内や入所施設内で虐待を受けている疑いがあると感じたとき、どのように行動しますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、「迷わず、市の相談窓口や警察などに通報したり、民生委員・児童委員など、身近な人に相談したりする」と「まず、自分で本人や家族、施設から話を聞いてみる」を合わせた〈高齢者への虐待を許さない立場〉が5.7ポイント上昇しています。

2023（令和5）年度の調査では、「迷わず、市の相談窓口や警察などに通報したり、民生委員・児童委員など、身近な人に相談したりする」が58.1%と最も高く、「まず、自分で本人や家族、施設から話を聞いてみる」は15.2%です。両者を合わせて、73.3%が〈高齢者への虐待を許さない立場〉で考えています。「虐待があることを確かめたわけではないので、通報することや相談することをためらう」が19.7%、「自分には関係がないので、そのままにしておく」が1.2%あります。

図表12 身近に住む高齢者が虐待を受けている疑いがあると感じたときの行動



(3) 具体的施策の方向

① 生きがいづくりと地域活動の推進

具体的な取組	担当部署
▶高齢者が趣味や文化、スポーツ・レクリエーション活動をしたり、地域のボランティア活動に参加したりすることは、社会参加という視点だけでなく、本人の心とからだの健康管理と生活に潤いを与える大切なことであり、老人クラブの育成支援、老人福祉センター等の利用促進、サークルや講座などの活動の機会の充実などに努めます。	高齢福祉課
▶働くことは、自己実現を図り、社会の一員として役割を果たすという意味で、社会参加の基本と言えることから、働く意志と能力のある高齢者にその場を用意することが重要です。こうしたことから、自らの豊かな知識と経験を生かしたシルバー人材センターでの仕事など、生きがいとしての就労の場づくりに努めます。	高齢福祉課

② 地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険事業の円滑な推進

具体的な取組	担当部署
▶高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、地域で高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを深化・推進します。	高齢福祉課 介護保険課
▶高齢者が、要支援・要介護状態とならないために、地域包括支援センターによる相談支援や介護予防サービスの提供を行います。	高齢福祉課 介護保険課
▶高齢者が可能な限り在宅で自立した生活が営めるよう、居宅サービスの充実に努めるとともに、介護保険サービスを補完する生活支援サービス、家族介護支援サービスの充実に努めます。	高齢福祉課 介護保険課
▶要介護認定の統一性と公平性を確保するとともに、利用者が介護サービスを適切に選択し、利用できるような環境づくりを進め、介護サービスに関する情報整備や質の評価の普及、適正な契約などの利用者保護に取り組みます。	介護保険課
▶介護サービスの質的な向上と効率化をめざす観点から、介護サービスに関する不満や相談に応じる体制を整備し、事業者の指導や適切な情報提供に努めます。	介護保険課

③ 多世代交流の推進

具体的な取組	担当部署
▶核家族化の進行などで、家族形態も変化しており、高齢者とのふれあいの機会が少なくなっています。子どもの頃から高齢者への理解をより一層深め、高齢社会に生きる人間としての自覚を高めていくとともに、さまざまな形で世代間交流を深めていく必要があります。三世代交流スポーツ大会や文化伝承活動等を通して高齢者との交流を深めます。	高齢福祉課

④ 権利擁護の取組の促進

具体的な取組	担当部署
▶市民に対して高齢者虐待に関する正しい認識を啓発するとともに、高齢者虐待の早期発見に向けて広く市民からの情報収集に努め、適切な対応を図ります。	高齢福祉課 人権啓発センター
▶認知症等判断能力が不十分な高齢者に対して、関係機関と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知と活用支援を図ります。	高齢福祉課

⑤ 高齢者見守りネットワーク等の充実

具体的な取組	担当部署
▶協力事業所で見守りネットワークを作り、協力事業所が行う配達などの職務中に高齢者などの異変を発見したときに市に連絡して、状況の確認と必要に応じて支援につなげます。	高齢福祉課
▶安否異常事案（新聞が数日間溜まっている、同じ洗濯物が数日間干したままであるなど）に関する市民からの情報提供を受ける専用電話を設置し、孤立死の未然防止等につなげます。	高齢福祉課

4 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

<障がいのある人の人権をめぐる動向>

2011(平成23)年に「障害者基本法」の一部が改正され、障がいのある人への差別の禁止、地域社会における共生等に関する内容が盛り込まれました。2012(平成24)年には自治体への通報などを義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行されるとともに、「障害者自立支援法」に代わって2013(平成25)年に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)においても、基本理念に「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が位置付けられたほか、障がい者の定義に難病等が加えられるなど、障がい者差別の解消が進められてきました。

2014(平成26)年1月に「障害者の権利に関する条約」を締結し、同年2月に効力が発生しました。この条約は、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利を実現するための措置等を規定している国際条約で、現在の障がい者関連法における基礎となっています。2013(平成25)年6月には、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定され、2016(平成28)年4月に施行されました。この法律では、「障害者基本法」に規定された「差別の禁止」に関する具体的な内容を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めており、行政機関等及び事業者に対し、障がい者差別解消に向けた取組を求めるとともに、普及啓発活動を通じて障がいのある人も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組を促しています。

また、2024(令和6)年、最高裁判所は、障がいのある人等に対する不妊手術を強制してきた旧優生保護法について違憲判決を下しました。これを受けて、2025(令和7)年1月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給に関する法律」が施行されました。

<岐阜市の動き>

本市では、1997(平成9)年に、バリアフリー社会の実現をめざした「岐阜市障害者計画」を策定しました。以降、見直しを繰り返し、現在は、2024(令和6)年3月に策定した「第5次岐阜市障害者計画」に基づき、「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を基本理念として障がい者施策を推進しています。

また、2012(平成24)年から障がい福祉課に虐待防止相談員を配置し、障がい者虐待防止センター機能を担うとともに、障がいのある人の人権に関する啓発に努めるな

ど、虐待の防止と早期発見に取り組んでいます。さらに、2016（平成28）年の障害者差別解消法の施行にあわせ、ポイントとなる「不当な差別的取り扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」を盛り込んだ、「岐阜市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」を制定するとともに、「障がいのある人への対応事例集」等を作成、市職員に対する研修を実施するなど、周知を図っています。

2022(令和4)年4月には、「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」を施行し、障がいのある人とない人とが理解し合い、尊重し合いながらともに暮らす心豊かな地域社会の実現をめざし、施策を推進しています。

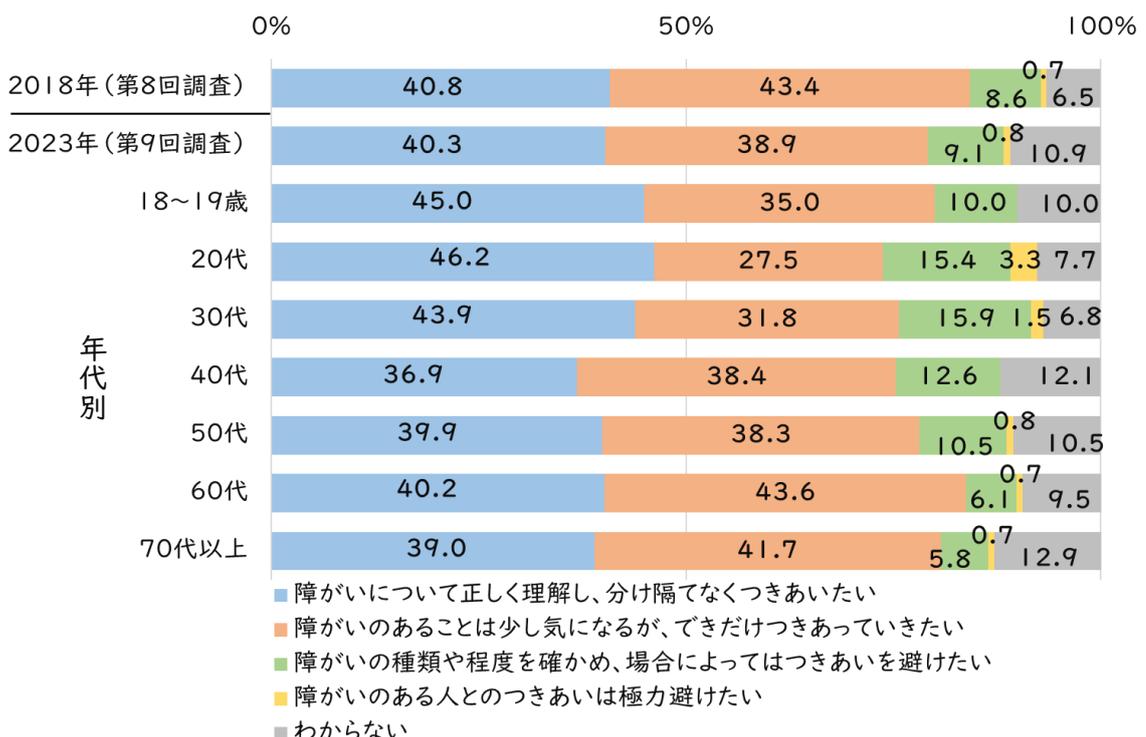
(2) 調査結果にみる現状と課題

① 障がいのある人の人権についての意識

「隣に障がいのある人が転居してこられた場合、障がいのある人とのつきあいについて、あなたはどのように考えますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、「分けへだてなくつきあいたい」と「できるだけつきあっていきたい」を合わせた〈障がいのある人とのつきあいを前向きに対応する立場〉が5.0ポイント低下しています。障がいの有無にかかわらず、誰もが共に支え合い、活躍し合っていくことができる社会の実現に向けた取組に一層注力していく必要があります。

2023（令和5）年度の調査では、「分けへだてなくつきあいたい」が40.3%と最も高く、次いで「できるだけつきあっていきたい」が38.9%です。両者を合わせると、79.2%が〈障がいのある人とのつきあいを前向きに対応する立場〉で考えています。「場合によっては避けたい」が9.1%、「極力避けたい」が0.8%あります。

図表13 障がいのある人とのつきあいに関する考え

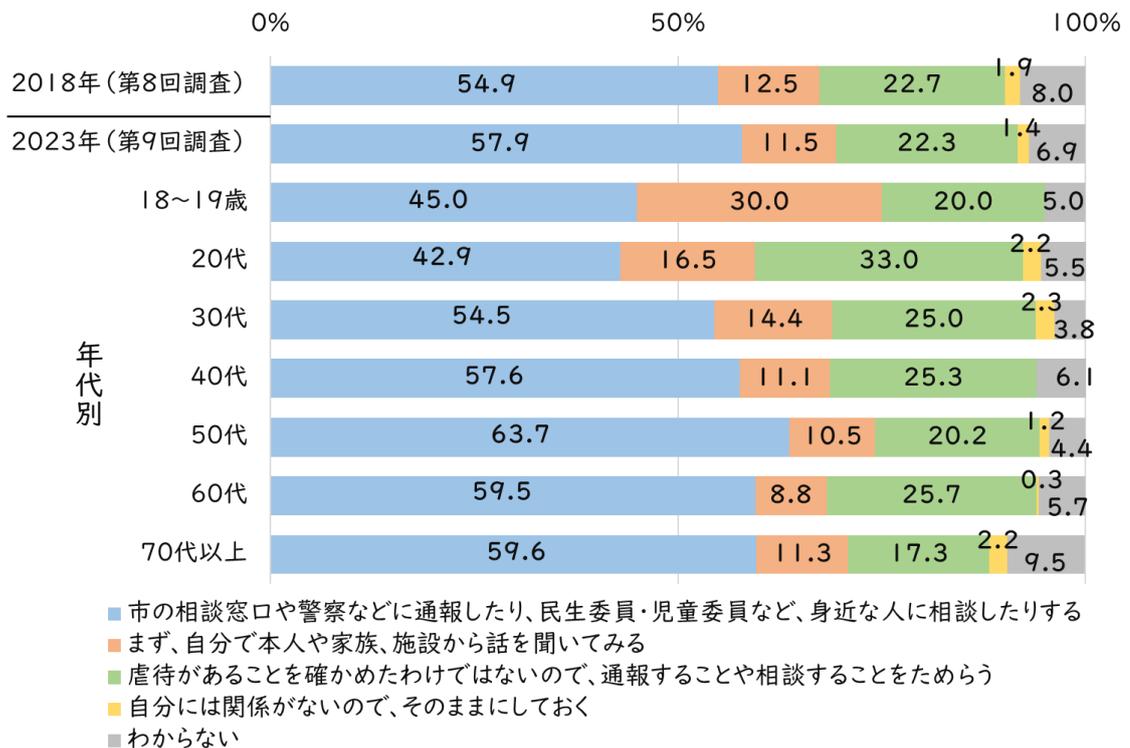


② 虐待についての意識

「身近に住む障がいのある人が、家庭内や入所施設内で虐待を受けている疑いがあると感じたとき、どのように行動しますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、ほぼ同率であり、障がいのある人への虐待に対し、正しく行動できる人を増やすためにも、教育・啓発を一層充実する必要があります。

2023（令和5）年度の調査では、「迷わず、市の相談窓口や警察などに通報したり、民生委員・児童委員など、身近な人に相談したりする」が57.9%と最も高く、「まず、自分で本人や家族、施設から話を聞いてみる」は11.5%です。両者を合わせて、69.4%が、〈障がいのある人への虐待を許さない立場〉で考えています。「虐待があることを確認したわけではないので、通報することや相談することをためらう」が22.3%、「自分には関係がないので、そのままにしておく」が1.4%あります。

図表14 身近に住む障がいのある人が虐待を受けている疑いがあると感じたときの行動



(3) 具体的施策の方向

① 理解の促進

具体的な取組	担当部署
▶毎年12月3～9日の障害者週間を中心に、各種イベント等を通じて、一つひとつの障がいについての理解とノーマライゼーションの理念の一層の普及に努めます。	障がい福祉課
▶毎年4月2日の世界自閉症啓発デーを中心に、自閉症をはじめとする発達障がいについて、広く啓発する活動を行い、理解の促進に努めます。	障がい福祉課
▶ヘルプマークなど「障がい者に関するマーク」の正しい理解の啓発に努めるとともに、障がいのある人への配慮の促進を図ります。	障がい福祉課
▶障がいのある人の人権を尊重するために必要な4つのバリアフリー（物理的、制度的、文化・積極的、意識（心））について、身近なコトやモノから学べる学習資料を作成します。	人権啓発センター
▶制度の説明ではなく、日常の中にある障がいのある人との関係性を考え合える研修会を実施します。	人権啓発センター

② 障がい者虐待防止など権利擁護の推進

具体的な取組	担当部署
▶障がい者虐待防止センターの機能を果たすため、専門の相談員を配置し、虐待防止の啓発や虐待と思われる事例への相談に応じるなど、障がいのある人への虐待防止及び再発防止に努めます。	障がい福祉課
▶虐待を未然防止・早期発見するために、少しでも障がいのある人への虐待の疑いがある場合に通報する専用電話を設置し、障がいのある人の尊厳を守ります。	障がい福祉課
▶障害年金などの個人の財産について、障がいのある人が成年後見制度を利用して適切に管理できるよう支援します。また、本人との契約により福祉サービスの情報提供等や日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行う日常生活自立支援事業を関係団体に委託します。	障がい福祉課

③ 障がいを理由とする差別の解消

具体的な取組	担当部署
▶事務事業を実施するにあたり、職員が適切に対応するため、国の基本方針では努力義務とされている対応要領を作成し、障がいのある人に対する合理的な配慮に努めます。	全庁
▶広報ぎふや本市ホームページ、啓発チラシ等を通じて、広く障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。	障がい福祉課

④ 発達障がいのある子どもに対する相談体制の充実

具体的な取組	担当部署
▶ 岐阜市子ども・若者総合支援センターにおいて、幼児期及び学齢期以降の発達に関する相談に応じます。	子ども・若者総合支援センター
▶ ことばや運動、行動面等発達に遅れやその疑いがある乳幼児の問題について、相談に応じ必要な支援を行います。	子ども・若者総合支援センター
▶ 発達に心配な幼児期の子どもを対象にした「親子教室」（対象：0～2歳児）の開催や「幼児支援教室」（対象：3～5歳児）を常設するほか、学齢期の子どもを中心にソーシャルスキルトレーニング等直接支援や、保護者を対象にペアレントトレーニングを行います。	子ども・若者総合支援センター
▶ 幼稚園・保育所等、学校と連携しながら保護者の不安の解消や一人ひとりの発達を支援します。	子ども・若者総合支援センター
▶ 義務教育終了後に、さまざまな問題を抱えている若者に対して、関係機関との連携を深め、より効果的な支援に繋げる就学就労支援事業を行います。	子ども・若者総合支援センター

⑤ 学校教育の充実

具体的な取組	担当部署
▶ 学校教育においては、障がい理解を目的とした教育、特別支援学校や特別支援学級との交流などを通して、さまざまな障がいに対する正しい理解を深め、共に生活していこうとする態度を育てます。	学校指導課
▶ 障がいに対する偏見や差別の解消、障がいのある児童生徒に自尊感情を育む指導の在り方などについて教職員を対象とした研修の充実を図るなど、インクルーシブ教育の構築をめざします。	学校指導課
▶ 特別支援学級担任を対象に、専門家や関係機関の方を講師に招き、障がいのある人に対する正しい理解と適切な支援を中心とした研修会を開催します。また、特別支援学級と通常学級の交流の在り方についても研修を行い、校内において、積極的なかわりのためのノウハウを身に付けるようにします。	学校指導課

⑥ 雇用・就労の促進

具体的な取組	担当部署
▶ 障がいのある人が、自ら選択した生活の場所で自立した生活をおくるために重要な就労について、意欲の醸成を図るとともに、一般就労や福祉的就労の機会を確保する等就労支援に取り組みます。	障がい福祉課
▶ 超短時間ワーク応援センターを開設し、障がいや難病などが理由で長時間働くことが難しい人と人員を求める企業をむすび、雇用を創出します。	障がい福祉課
▶ 国のトライアル雇用事業に基づき雇用した市内在住の障がいのある人を、引き続き常用雇用に移行し、3か月以上常用雇用している市内企業に奨励金を支給する人材確保サポート事業を実施します。	労働雇用課
▶ 職業相談窓口を開設し、障がいのある方の就労に関する相談を受け付け、就労に関する情報を提供します。	労働雇用課

具体的な取組	担当部署
▶市と市内先進企業により、官民合同で「岐阜市ワークダイバーシティ&働きがい改革 推進協議体」を設立し、多様で柔軟な働き方の実現により、一人ひとりが幸せを実感することができるまちづくりを進めます。	労働雇用課

⑦ こころの健康づくりの推進

具体的な取組	担当部署
▶精神保健福祉ガイドブックを作成し、庁内関係課、市内関係機関（精神科病院、訪問看護事業所等）に配布します。	地域保健課
▶悩んでいる人に適切な対応をとることができるゲートキーパーの役割を普及・啓発するため、市民を対象とした「ゲートキーパー（いのちの門番）講演会」を実施します。	地域保健課

⑧ 芸術発表及び各種イベントへの参加機会の提供

具体的な取組	担当部署
▶障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、舞台芸術の発表の場と造形美術の展示を行います。	障がい福祉課
▶多くの市民とふれあう場に障がいのある人が参加して手作り商品を販売する等の各種イベントを開催し、障がいのある人に対する理解の促進に努めます。	障がい福祉課

5 部落差別（同和問題）

(1) 現状と課題

<部落差別（同和問題）をめぐる動向>

日本固有の人権問題である部落差別（同和問題）は、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由にさまざまな社会的不利益を受け、人間としての誇りを傷つけられるという問題です。

この問題を解決するため、国において1960（昭和35）年に同和対策審議会が設置され、1965（昭和40）年に、対策の基本的方向を示す答申が出されました。これを踏まえて、1969（昭和44）年からは特別立法による同和対策（地域改善対策）事業が始められ、特別措置は2002（平成14）年3月まで続けられました。

同和対策特別法の失効に伴って、新たにあらゆる人権問題を視野に入れた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000（平成12）年に施行されるとともに、2002（平成14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が公表され、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえた人権教育啓発に関する計画を策定し、これに基づき施策を実施することとされました。

2016（平成28）年12月16日から施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」第1条において「現在もなお部落差別が存在する」としており、部落差別（同和問題）の解決に向け、国も改めて取り組むことを掲げております。

しかし、差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたりする事案が依然として存在することに加え、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがされるといった事案も発生しています。また、いかにも部落差別（同和問題）の解決に尽力しているように装ったり、部落差別（同和問題）への無理解等を口実にしたりして、不当な寄付を募るなどの「えせ同和行為」は、いまだ根絶には至っていません。これらの事象は、部落差別（同和問題）や同和関係者に対するイメージを著しく損ねるだけでなく、これまで積み重ねられてきた成果を一挙に覆す行為であり、今後とも、行政及び関係機関は引き続き毅然たる態度で臨まなければなりません。

特に、全国の被差別部落の地名リストを川崎市の出版社が復刻出版すると告知し、インターネット上に掲載した問題で、2021（令和3）年9月、東京地裁が出した判決はプライバシー権を違法に侵害していることを示すにとどまりましたが、2023（令和5）年6月、東京高裁は、「差別されない権利」を認める判決を出しました。同年7月、原告は全ての地名リスト差し止めと損害賠償金額の増額を求め、被告は東京高裁の判決を不服とし、それぞれ最高裁へ上告しました。2024（令和6）年12月、最高裁は、原告、被告双方の上告を退け、東京高裁の判決が確定しました。

今後とも、部落差別（同和問題）の解消に向けた動きが注目されます。

<岐阜市の動き>

本市は、1966（昭和41）年に、「岐阜市同和行政推進協議会」を設置し、それに基づき1968（昭和43）年に「岐阜市同和対策要綱」と「岐阜市同和対策10か年計画」を策定しました。その後、同和対策長期計画に基づき各種事業を進め、相当の成果をあげるに至りました。そして、1982（昭和57）年度からは、「地域改善対策特別措置法」の施行に伴い、地域の環境改善事業として、学力格差是正のための進路指導、就学保障等に取り組みました。2002（平成14）年に特別措置法が一般対策に移行した後も、毎年、同協議会での調査審議を通して、部落差別（同和問題）解消に向けた施策の充実に努めています。

さらに、1988（昭和63）年度からは同和教育担当部局を設置し、同和行政の重点として一般市民向け同和教育啓発推進の充実を図るとともに、隣接地域との連携・協力・一体化を図りながら各種事業を推進してきました。

これらの取組により、地域の生活環境をはじめ生活実態は大きく改善されました。また、1984（昭和59）年度から5年ごとに実施してきた「同和問題に関する意識調査」（1999（平成11）年度以降「人権に関する市民意識調査」として実施）にも見られるように、教育啓発の成果が着実に好ましい結果となって表れています。しかし、結婚問題をはじめとして、部落差別（同和問題）に対するこだわりの意識がなくなったわけではありません。また、就職時における採用選考に関わって、身元調査を行ったり、本人の適性や能力とは全く関係がないことを面接の際に尋ねたりすることがないように事業所に向けた公正採用選考の実施を継続的に働きかける必要があります。

また、本市では、結婚差別や就職差別等の人権侵害につながる身元調査を未然に防止するため、「本人通知制度」を導入しています。「本人通知制度」に登録すると、住民票の写しや戸籍謄本等が本人の代理人や第三者に交付された際、交付した事実が本人に通知されます。そのため、登録者が増えることにより、戸籍証明書の不正請求、不正取得抑止の効果が期待できます。2024（令和6）年3月1日、この制度の要綱が改正され、登録日から3年間となっていた登録期間が無期限となるとともに、戸籍証明書のコンビニ交付が可能となり、より利用しやすい制度となりました。

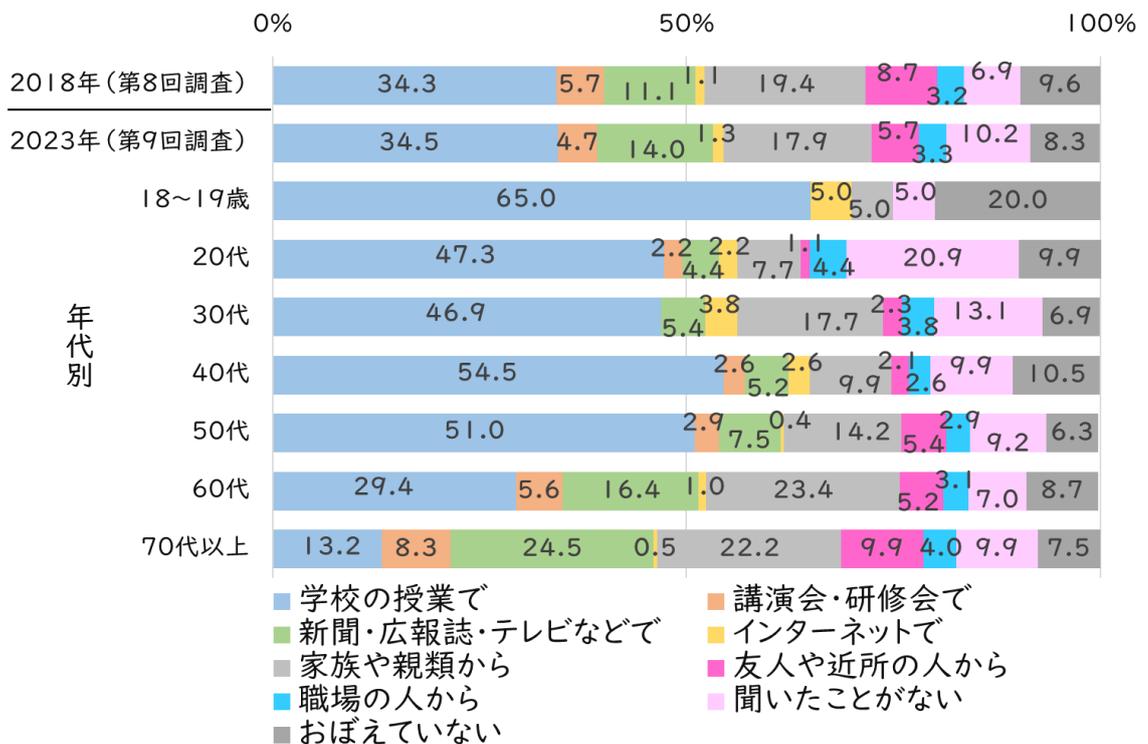
(2) 調査結果にみる現状と課題

① 部落差別（同和問題）を認識したきっかけ

「部落差別（同和問題）をはじめて知ったのは、だれから（何から）ですか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、ほぼ同率でした。また、年代別にみると、50代以下では60代以上に比べ＜教育・啓発＞から知った率が高くなっています。

2023（令和5）年度の調査では、「学校の授業で」が34.5%と最も高く、次いで「家族や親類の人から」が17.9%、「マスコミから」が14.0%の順になっています。「学校の授業で」、「講演会・研修会」、「マスコミ」などの＜教育・啓発＞からはじめて知ったのは、合わせて53.2%です。

図表15 部落差別（同和問題）を知ったきっかけ



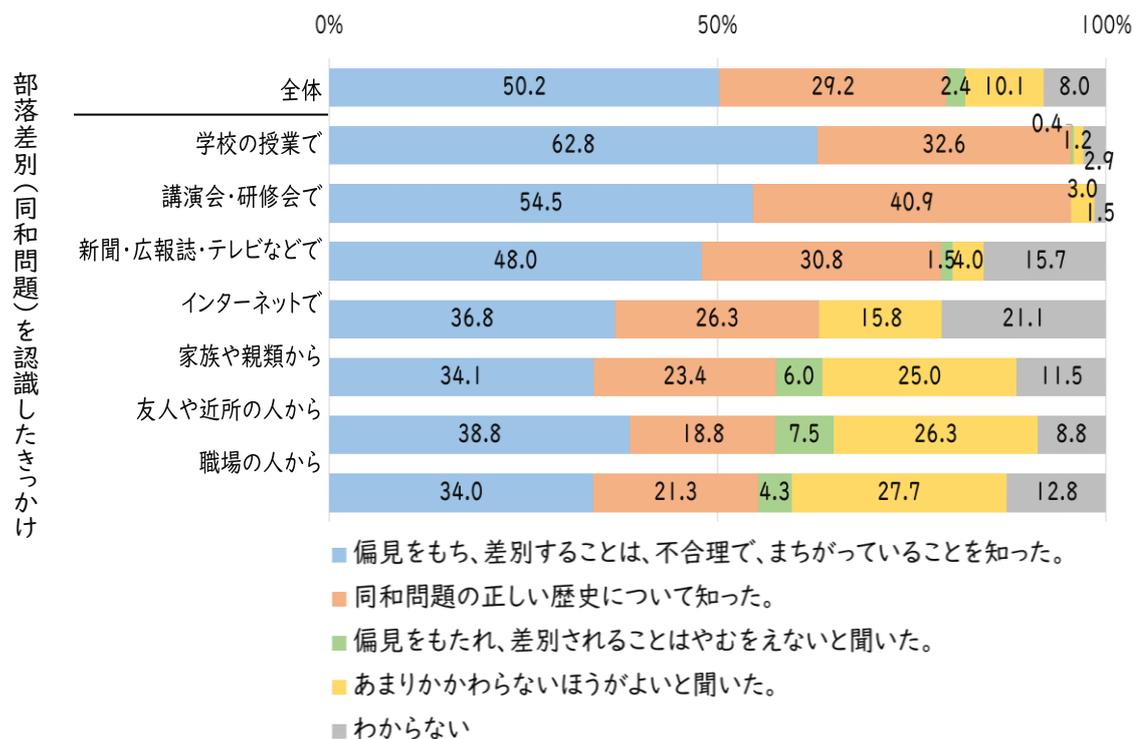
② 部落差別（同和問題）に関して知った内容

部落差別（同和問題）に関してどのような内容を知ったかについて、「差別はまちがっていることを知った」が50.2%と最も高く、次いで「正しい歴史を知った」が29.2%です。両者を合わせると、79.4%が＜正しい知識・歴史を知った立場＞となっており、2018（平成30）年度の調査結果との比較において3.1ポイント上昇しました。

①の部落差別（同和問題）を知ったきっかけ別にみると、「学校の授業」や「講演会・研修会」で知った人ほど、同和問題について「差別はまちがっていることを知った」「正しい歴史を知った」の率が高くなっています。

部落差別（同和問題）に関しては、自然解消を待つのではなく、学校教育や社会教育で正しく学び、差別的な言動に出会ったときに正しく判断できる市民を一人でも増やす取組を推進していく必要があります。

図表16 「部落差別（同和問題）を認識したきっかけ」と「部落差別（同和問題）に関して知った内容」のクロス集計〔再掲〕



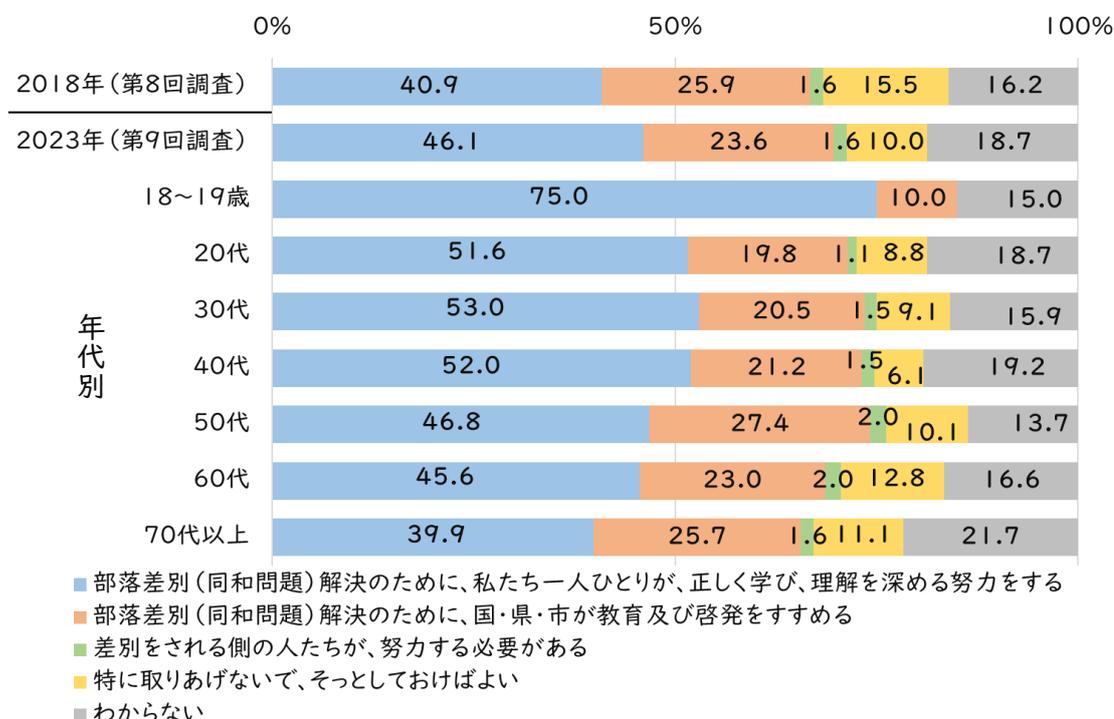
③ 部落差別（同和問題）解決の方策

「部落差別（同和問題）について、あなたはどのように考えていますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、「私たち一人ひとりの努力が必要」と「行政が教育・啓発を推進」を合わせた＜前向きに対応する立場＞が2.9ポイント上昇しています。一方、2018（平成30）年度調査、2023（令和5）年度調査ともに、「そっとしておけばよい」と「わからない」を合わせた割合が約3割あります。部落差別（同和問題）について正しく理解し、その解消に向けた意識と行動を生み出す教育・啓発を推進していく必要があります。

2023（令和5）年度の調査では、年代別にみると、60代以上で＜市民一人ひとり及び行政の努力が必要＞が70%を下回っています。また、「私たち一人ひとりの努力が必要」が46.1%と最も高く、「行政が教育・啓発を推進」は23.6%です。合わせて

69.7%が<前向きに対応する立場>で答えています。なお、「そっとしておけばよい」が10.0%、「差別される側の人たちが、努力する必要がある」が1.6%あります。

図表17 部落差別（同和問題）解決の方策

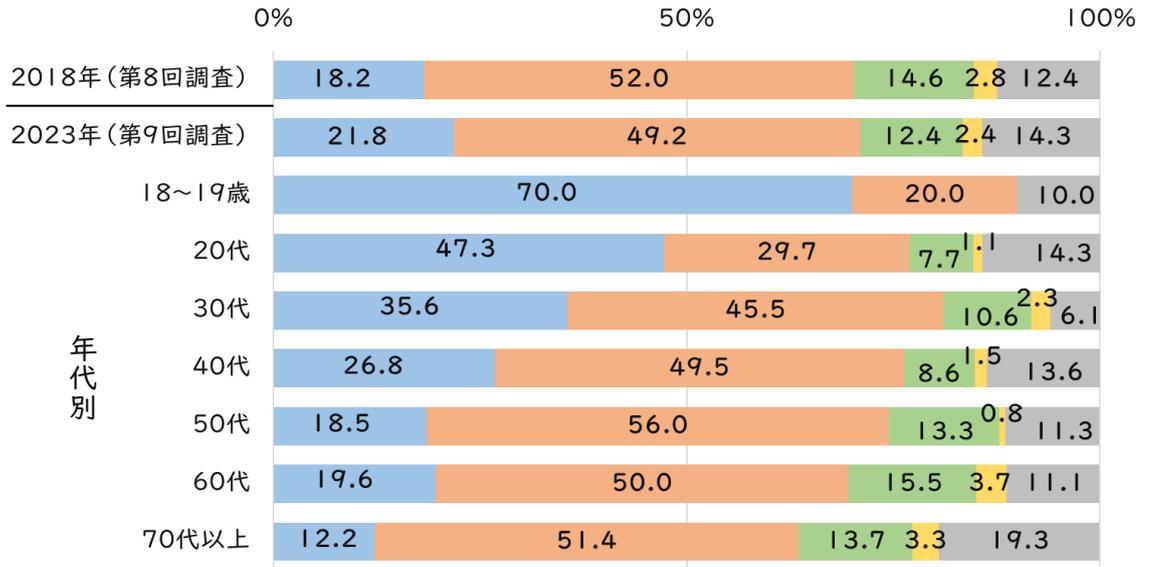


④ 同和地区出身者との結婚

「あなたの家族（子・孫・兄弟姉妹など）が結婚しようとする相手が、同和地区と呼ばれてきた地域出身の人であることがわかったとき、あなたはどうしますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、「何も気にすることではないので、結婚に賛成する」と「少しは気になるが、本人の意志にまかせる」を合わせた<前向きに対応する立場>は0.8ポイントの上昇ですが、その中で「何も気にすることではないので、結婚に賛成する」が3.6ポイント上昇しています。

2023（令和5）年度の調査では、「少しは気になるが、本人の意志にまかせる」が49.2%と最も高く、次いで「何も気にすることではないので、結婚に賛成する」が21.8%です。両者を合わせると、71.0%が<前向きに対応する立場>です。<前向きに対応する立場>の内訳を年代別にみると、若い世代ほど「何も気にすることではないので、結婚に賛成する」が高く、「少しは気になるが、本人の意志にまかせる」が低くなる傾向があります。また、「できることならやめてほしい」が12.4%、「結婚に反対する」は2.4%です。結婚における部落差別の払拭に向け、教育・啓発を継続していく必要があります。

図表18 同和地区出身者との結婚



- 何も気にすることではないので、結婚に賛成する
- 少しは気になるが、結婚は当人同士の合意が尊重されるべきなので、本人の意志にまかせる
- 本人の意志にまかせるべきだとは思いますが、できることならやめてほしい
- 相手の出身地域が気になるので、結婚に反対する
- わからない

(3) 具体的施策の方向

① 普遍的な人権課題としての教育・啓発の推進

具体的な取組	担当部署
<p>▶ 部落差別（同和問題）を、普遍的な人権に関する課題として解決に取り組みます。</p>	人権啓発センター
<p>■ 部落差別（同和問題）は許されないものであり、一人ひとりが偏見・差別をなくし、解決していかなければならない人権問題であるという視点で市民に啓発するよう努めます。</p>	
<p>■ 部落差別（同和問題）の歴史と現状、及び実態について、正しい認識が市民の間に広がり、解決の展望が見いだせるように研修・学習会を工夫します。</p>	
<p>■ 地域人権教育推進委員長会及び指導員会にはたらきかけ、地域で行う人権学習の取組において部落差別（同和問題）の学習を継続して進めるよう努めます。</p>	
<p>■ 学校教育において教員が正しい歴史認識のもと部落差別（同和問題）に向き合うことができるよう、教員を対象とする研修の実施及び授業の充実等環境の整備に努めます。</p>	
<p>■ 部落差別（同和問題）の正しい知識を身に付けられる学習資料の作成や視聴覚資料の充実を図り、学校教育だけでなく社会教育においても学び続けられるよう、地域や企業での研修会で活用します。また、誤解や偏見を払拭できる講演会を実施します。</p>	
<p>■ 学校教育において、教科書に記載された内容をもとに、正しい歴史認識を児童生徒が身に付けられるように指導計画（コンパス・カリキュラム）を見直すとともに、広く活用されるように努めます。</p>	学校指導課

② 人権課題解決をめざす市民交流拠点としての隣保館、教育集会所の運営

具体的な取組	担当部署
<p>▶ 人権課題解決のための市民交流の拠点において、部落差別（同和問題）の解決に向けた取組を進めます。</p>	人権啓発センター
<p>■ 各種講座・講演会を積極的に開催するとともに、文化祭等や祭り行事で住民相互の交流活動を促進し、部落差別（同和問題）の解決をめざします。</p>	
<p>■ 部落差別（同和問題）について住民の理解を深めるとともに、生活、福祉、人権等の相談事業を充実させ、人びとのふれあいや「よく生き合う」ことを大切にした施設運営に努めます。</p>	

③ 「えせ同和行為」の排除の徹底

具体的な取組	担当部署
<p>▶ 各種団体・機関が協力して行動できるような体制づくりに努めます。</p>	人権啓発センター

具体的な取組	担当部署
▶「えせ同和行為」に遭遇した場合に適切な対応がなされるよう、部落差別（同和問題）に対して正しい認識を深めるための研修会の開催や、啓発グッズや資料等を作成します。	人権啓発センター
▶「えせ同和行為」発生に関する情報収集及び注意喚起の情報発信を積極的に行います。	人権啓発センター

④ 公正な採用選考の啓発

具体的な取組	担当部署
▶公正採用選考の趣旨について、明記したチラシを配置するとともに、本市のホームページに、「公正な採用選考」に関する項目を設け、周知を図ります。また、厚生労働省や岐阜労働局ホームページとリンクさせるなど連携を図り、この趣旨が事業主に周知されるよう努めます。	労働雇用課
▶就職を控えた生徒に対し、就職説明会等の折に、面接時において就職差別につながる質問を受けた場合の適切な報告の必要性等について周知を図ります。	市立商業高校
▶生徒が記載した就職試験受験報告書の記載内容は、担当部局で点検を行い、就職差別に該当する事案を発見した場合は、教育委員会が対応方法等について協議を行います。	市立商業高校
▶市職員の採用時の募集要綱、応募用紙等は、労働局が示す公正採用選考基準に反していないかについて引き続きチェックを行っていきます。	人事課
▶事業所に対し、部落差別（同和問題）の理解をはじめ、社員の人権感覚を高めるための「出前講座」を実施し、公正採用選考の趣旨の徹底を図ります。	人権啓発センター

⑤ 結婚差別、就職差別につながる身元調査の防止

具体的な取組	担当部署
▶事前に登録した人に対し、「住民票の写し」や「戸籍謄本」等が本人以外の人に交付された事実を通知する「本人通知制度」を運用し、結婚差別や就職差別の基となる身元調査につながる文書の不正取得を未然に防ぎます。	市民課 人権啓発センター

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

<外国人の人権をめぐる動向>

全国的に外国人住民(在留外国人)は、2009(平成21)年のリーマンショックや2011(平成23)年の東日本大震災の影響もあり一旦は全国的に減少する傾向にありましたが、2013(平成25)年から増加に転じ、2024(令和6)年6月末現在で約359万人、外国人比率(総人口に占める外国人の割合)は2.76%で過去最高となっています。また、国は、少子高齢化による人口減少を背景に、幅広い分野で受け入れを拡大・促進する施策として、2024(令和6)年に新たな在留資格「育成就労」を盛り込んだ改正入管法(出入国管理及び難民認定法)が公布(2年以内に施行)されるなど、今後、生活者としての外国人がますます増加すると予測されます。

こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。例えば、外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、サービスの提供を拒否されたりする事案が生じています。

また、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動(ヘイトスピーチ)が、社会的な関心を集めたことを踏まえ、2016(平成28)年6月には、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行されました。

人種、民族、国籍などを理由とした偏見・差別をなくし、外国人と交流する機会を増やすなどして外国の文化の理解に努めるとともに、外国人も生活者として必要な生活習慣やマナー、日本文化の理解に努めるなど相互の取組が重要です。

<岐阜市の動き>

2024(令和6)年7月1日現在、本市における外国人住民数は11,318人、外国人比率は2.83%で、全国より高い水準となっています。

本市においては、2002(平成14)年9月に策定した岐阜市国際化指針に基づき、国際化に対応するまちづくりを進めてきました。

2010(平成22)年には、外国人市民の増加や定住化傾向などの背景の変化、国や県の取組の変化などに対応し、「誰もが同じ地域住民として共生できるまちをめざして」を基本理念とした「岐阜市多文化共生推進等基本計画」を策定しました。計画期間が満

了する2015(平成27)年に「岐阜市多文化共生推進基本計画-たぶんかマスタープラン2015～2019-」を策定し、外国人市民に対する情報の多言語化や生活相談窓口の設置に加え、防災知識、日本社会の制度や文化、日本語等の学習のための機会等を提供するなど、外国人市民が安心して暮らせる体制づくりに努めてきました。

2025(令和7)年には、基本理念を「誰もが互いを認め合い、ともに活躍できる多文化共生社会をめざして」として「岐阜市多文化共生推進基本計画-たぶんかマスタープラン2025～2029-」を策定し、これまで以上に外国人市民が安心して暮らすことができる支援体制を充実するとともに、日本人市民と外国人市民が互いの文化や価値観を認め合い、ともに多様性に富んだ活気のある地域社会を構築していけるよう各種施策を取り組んでいきます。

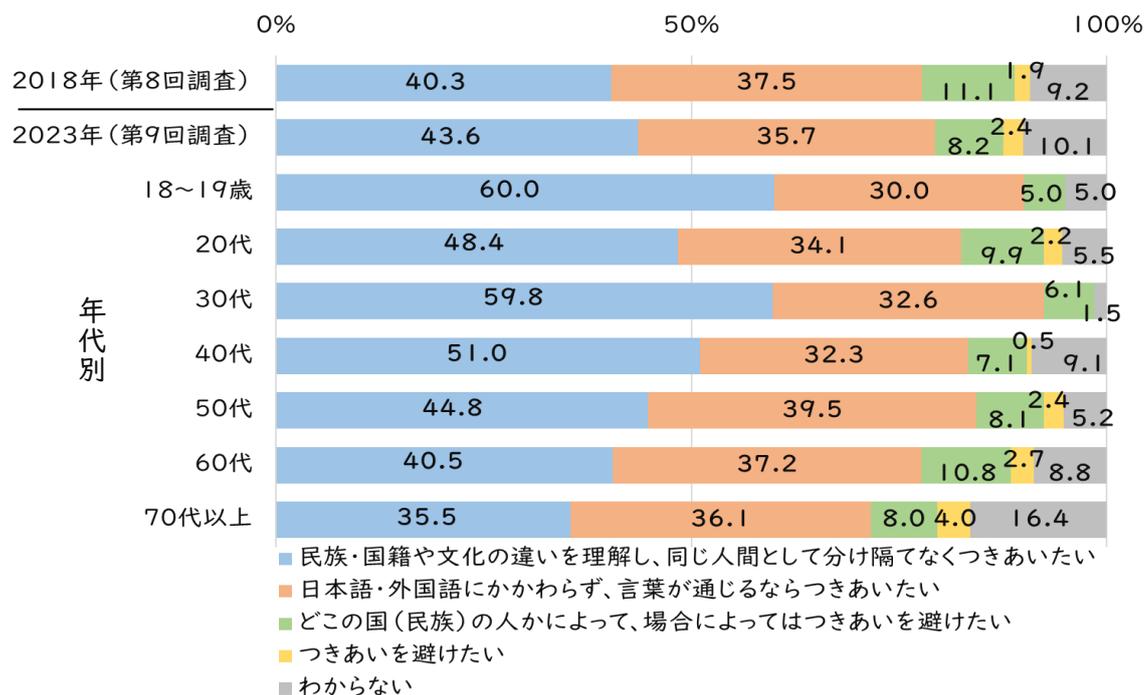
(2) 調査結果にみる現状と課題

○ 外国人の人権についての意識

「外国人とのつきあいについてどう考えますか」という設問では、2018(平成30)年度の調査結果との比較において、「同じ人間として分けへだてなくつきあいたい」と「言葉が通じるならつきあいたい」を合わせた<「つきあいたい」という立場>が1.5ポイント上昇しています。また、年代別にみると、若い世代ほど「同じ人間として分けへだてなくつきあいたい」が高くなる傾向にあります。

2023(令和5)年度の調査では、「同じ人間として分けへだてなくつきあいたい」が43.6%と最も高く、次いで「言葉が通じるならつきあいたい」が35.7%です。両者を合わせると、79.3%が<「つきあいたい」という立場>で考えています。

図表19 外国人とのつきあい



(3) 具体的施策の方向

① 外国人市民が必要な情報を得られるまちづくり

具体的な取組	担当部署
▶岐阜市外国人向け生活情報ホームページでの情報発信 外国人市民が生活する上で必要となる情報を掲載したホームページにおいて、外国人市民のニーズに合った情報を発信します。	国際課
▶日本社会に関する学習機会 外国人市民が安心して暮らすために必要な日本社会のルールを学ぶ機会を提供します。	国際課

② 外国人市民の生活を支える安心のネットワークがあるまちづくり

具体的な取組	担当部署
▶関係機関と連携した生活相談窓口の充実 困りごとを抱えた外国人が気軽に利用できる相談窓口をみんなの森ぎふメディアコスモスに設置します（英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語）。また、庁内各課の求めに応じて通訳を派遣し、外国人市民の問合せに多言語で対応します。	国際課

③ 多様性を生かした活気に満ちたまちづくり

具体的な取組	担当部署
▶多文化共生人材バンクの活用促進 市内で活躍する外国人市民や、多文化共生を推進する日本人市民を人材バンクに登録する制度を運用します。企業や学校、コミュニティなど、各機関の求めにより、人材を派遣し、多文化共生の推進に努めます。	国際課
▶多文化共生モデル地区での交流機会の創出 自治会、日本語学校や企業等外国人が多く所属する団体、岐阜市国際課が連携し、日本人市民と外国人市民の交流機会を創出するイベントなどを開催し、地域における多文化共生を推進します。	国際課
▶岐阜市多文化共生推進会議の設置 外国人市民と日本人市民の相互の観点から、本市における多文化共生に関する事項等について協議する場として、岐阜市多文化共生推進会議を設けています。	国際課

7 HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権

(1) 現状と課題

<HIV感染者・エイズ患者の人権をめぐる動向>

エイズ（後天性免疫不全症候群）は、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染することによっておこる病気です。HIVに感染し免疫力が低下すると、本来なら自分の力で抑えることのできる病気を発症するようになってしまいます。抵抗力が落ちることで発症する疾患のうち、代表的な23の疾患を発症するとエイズと診断されます。

2023（令和5）年に日本で新たに報告されたHIV感染者とエイズ患者は合わせて960人で、2016（平成28）年以来7年ぶりに増加しました。また、そのうちエイズを発症した状態でHIVの感染が分かった人が、約3割を占めています。

HIV感染症・エイズは、日本でも誰もがかかり得る感染症です。しかし、HIVの感染経路は限られているため適切に対応することで予防が可能です。また、HIVに感染しても、感染を早く知り、治療を早期に始め継続することにより、エイズの発症を防いで、感染していない人と同じくらい長く、健康的な社会生活を送ることができるようになっています。治療を継続して体内のウイルス量が大きく減少すれば、HIVに感染している人から他の人への感染リスクをゼロに近いレベルまで下げられることも確認されています。HIV感染の早期発見に向けたさらなる取組が必要です。

エイズはもはや「死の病」ではありません。しかし、理解が進んでおらず、HIV感染者が申告をしなかったことを理由に不当解雇される事案が発生しています。エイズを正しく理解して、市民一人ひとりが感染者等に対する偏見や差別を解消するとともに、自身の健康の問題として感染予防を適切に行うことが重要です。

<ハンセン病回復者の人権をめぐる動向>

ハンセン病は、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症です。かつては「らい病」と呼ばれ、体の末梢神経がまひしたり、皮膚がただれたような状態になったりするのが特徴で、病気が進むと容姿や手足が変形することから、偏見や差別の対象にされることがありました。

ハンセン病の感染力や発病力は非常に弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどありませんし、仮に発病しても、現在は治療方法が確立されているので、早期発見、早期治療により完治する病気です。

わが国では、長い間患者の人権を無視するような隔離政策を定めた「らい予防法」が

1996（平成8）年4月に廃止され、ハンセン病は普通の病気として一般医療機関で診療されることになりました。

そして、ハンセン病療養所入所者たちが、国のハンセン病政策の転換の遅れなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」は、2001（平成13）年に熊本地裁で勝訴し、その後の政府声明、内閣総理大臣談話などでハンセン病に対する国民の意識は高まりました。また、2001（平成13）年には、「ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、回復者の生活の保障や人権を回復する施策が推進されてきました。

しかし、現在でもハンセン病に対する誤った知識があり、偏見・差別は解消されていません。また、回復者は高齢化し、人数も減少しています。そのため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（通称、ハンセン病問題基本法）」が、2008（平成20）年6月に成立し、2009（平成21）年4月から施行されています。また、2010（平成22）年12月に、国連総会本会議で「ハンセン病差別撤廃決議」が全会一致で採択されました。

さらに、2019（令和元）年6月、隔離政策によって家族も差別などの被害を受けたとして、元患者の家族らが国に損害賠償を求めた訴訟の判決で、熊本地裁は国の賠償責任を認め、国も控訴を見送りました。

2019（令和元）年11月に、「ハンセン病家族補償法」と「改正ハンセン病問題基本法」が成立・施行されました。

2023（令和5）年12月には、ハンセン病への差別や偏見の実態を把握するため、厚生労働省が一般の人を対象に初めて意識調査を行いました。6割以上の方が「ハンセン病への差別意識を持っていない」と答えましたが、2割近くの方が身体に触れることに抵抗を感じると答えたほか、元患者の家族と自分の家族が結婚することに抵抗を感じると答えた人も2割以上にのぼっていることがわかりました。

ハンセン病の歴史は偏見・差別の歴史であり、人権が無視された歴史であることを認識し、引き続き、学校教育や社会教育、広報や啓発資料の配布を通して、ハンセン病を正しく理解し、回復者やその家族の人権に配慮する必要があります。

<新型コロナウイルス感染者等の人権をめぐる動向>

2020（令和2）年に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界中に蔓延し、感染拡大防止策等が行われる一方で、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別が社会問題化しました。また、体質や持病などの理由でワクチン接種やマスクの着

用ができない人に対する嫌がらせも散見されました。

市民一人ひとりが、感染症に関する正しい知識をもち、冷静に判断、行動することで、偏見・差別を解消するよう努めることが必要です。

<岐阜市の動き>

本市では、H I V感染者・エイズ患者、ハンセン病回復者等の人権に関する教育・啓発について、国や県の取組と連携しながら、来庁者や学校でのリーフレット配布、健康教育など保健事業、キャンペーン等、さまざまな機会を捉えて進めています。

なお、世界エイズデー（12月1日）キャンペーンの一環として、レッドリボン&レッドリボンフラッグを募集し、レッドリボンフラッグを商店街のアーケードに掲示しています。

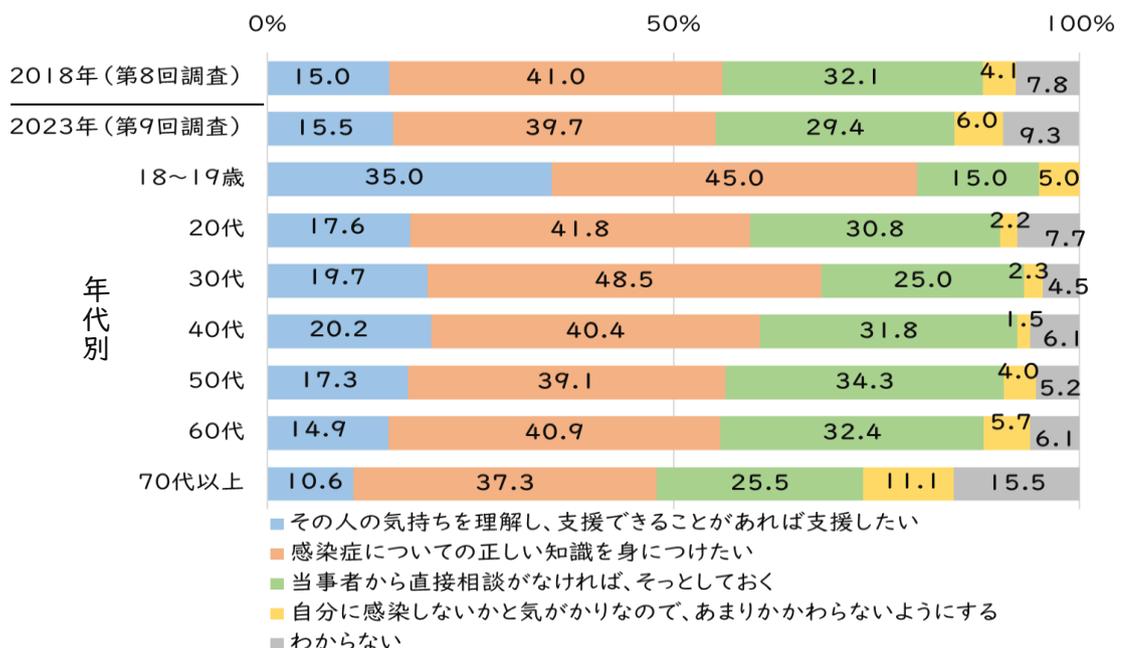
(2) 調査結果にみる現状と課題

① エイズ患者・H I V感染者の人権についての意識

「あなたと身近に接している人がH I V感染者であることがわかった場合、あなたはどうしますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、「支援したい」と「正しい知識を身につけたい」を合わせた<前向きに対応する立場>が0.8ポイント下降しています。普段、触れる機会が少ないと言えるエイズ患者やHIV感染者等の人権問題について、積極的に教育・啓発を行っていく必要があります。

2023（令和5）年度の調査では、「支援したい」は15.5%、「正しい知識を身につけたい」は39.7%です。合わせて55.2%が<前向きに対応する立場>で考えています。年代別にみると、若い世代ほど<前向きに対応する立場>が高い傾向にあります。一方、「当事者から直接相談がなければ、そっとしておく」が29.4%、「自分に感染しないかと気がかりなので、あまりかかわらないようにする」が6.0%となっています。

図表20 身近に接している人がH I V感染者であることがわかった場合の対応

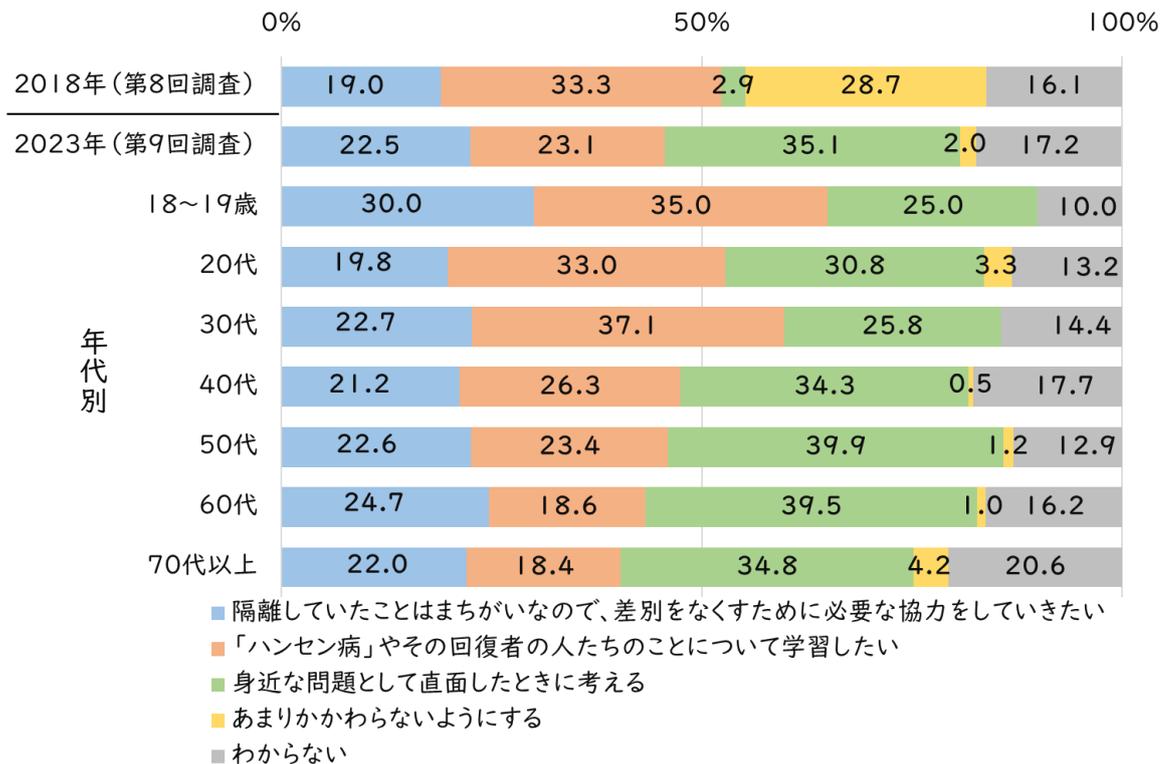


② ハンセン病回復者等についての意識

「ハンセン病回復者等」に対する差別が、今なお残っています。このことについて、あなたはどのように考えますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、「必要な協力をしていきたい」と「学習したい」を合わせた＜前向きに対応する立場＞が6.7ポイント下降しています。エイズ患者やHIV感染者等の人権問題と同様に、ハンセン病回復者等の人権問題についても、自分事として考えられるよう、積極的に教育・啓発を行っていく必要があります。

2023（令和5）年度の調査では、「必要な協力をしていきたい」は22.5%、「学習したい」は23.1%です。合わせて45.6%が＜前向きに対応する立場＞で考えています。「身近な問題として直面したときに考える」が35.1%、「あまりかかわらないようにする」が2.0%です。

図表21 ハンセン病回復者等への差別に関する考え



(3) 具体的施策の方向

① 偏見・差別の撤廃にむけた啓発

具体的な取組	担当部署
▶エイズで亡くなった人たちへの追悼の気持ちとエイズに関して偏見をもっていない、エイズとともに生きる人々を差別しない、というメッセージであるレッドリボン&レッドリボンフラッグの取組を継続することで、地域のHIVやエイズに対する理解を広げていきます。	感染症・医務薬務課

② HIVやエイズの正しい知識の普及・啓発

具体的な取組	担当部署
▶HIVやエイズの正しい知識の普及のために、リーフレットを作成し、検査・相談に来所した人や学校などに配布します。	感染症・医務薬務課

③ 健康教育の推進

具体的な取組	担当部署
▶感染症患者への差別をなくすために、感染の予防と人権の尊重を基本として、健康教育を行い、それぞれの感染症に対する正しい知識の普及に努めます。	感染症・医務薬務課

④ 感染症患者等に関する人権啓発

具体的な取組	担当部署
▶感染症患者等に関する人権啓発資料を作成したり、研修会を開催したりして、感染症に対する正しい理解と支援を市民に呼びかけ、偏見・差別の払拭に努めます。	人権啓発センター
▶誤解や偏見が多くの人を巻き込んでハンセン病回復者やその家族を長きにわたって苦しめ続けた歴史を踏まえた学習資料を作成します。	人権啓発センター
▶感染症患者等について、自分の問題として考えられる啓発資料を作成します。また、感染症患者等の人権に関する視聴覚資料は比較的小さいため、プレゼンテーション資料等を作成し、市民の学びを支援します。	人権啓発センター

⑤ 不安を軽減する取組

具体的な取組	担当部署
▶感染症患者等が適切な医療を安心して受けられる環境づくりに努めるとともに、市民の不安を軽減できる正確な情報を提供するように努めます	感染症・医務薬務課

8 刑を終えて出所した人の人権

(1) 現状と課題

<刑を終えて出所した人の人権をめぐる動向>

2016（平成28）年に公布・施行された「再犯の防止の推進に関する法律」を受け、2017（平成29）年に「再犯防止推進計画」が示されました。地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担を踏まえた、地域の状況に応じた再犯防止施策の実施と、国の計画を勘案した地方再犯防止推進計画の策定が求められました。

しかし、刑を終えた人やその家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。就職が困難であったり、仮に就職できたとしても「刑を終えて出所した」ということがわかると職場をやめさせられたり、アパートの入居を断られたり、まわりの人たちの悪意ある噂によって地域社会に受け入れられなかったりして本人の更生意欲がそがれ、社会復帰が厳しくなっている状況が見られます。

犯罪や非行をした人の更生が円滑に行われるためには、その人自身の更生への強い意欲と、その人を取り巻く家庭、職場、地域の人たちの温かい目と支援が必要です。特に、就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進が重要です。そのため、更生を助け保護観察を担う保護司をはじめとする多くの更生保護関係者や、機関への理解と認識を深めるとともに、刑を終えて出所した人が、速やかに自立復帰のできる社会環境づくりに努めることが大切です。

さらに、市民一人ひとりが差別意識や偏見をもたず、刑を終えた人を受け止めることができる確かな人権感覚を身に付けていく必要もあります。

<岐阜市の動き>

本市では、地方再犯防止推進計画として、2020（令和2）年3月に「岐阜市再犯防止推進計画」を「第2期岐阜市地域福祉推進計画」に包含する形で策定しました。また、罪を犯した人が社会へ復帰し安定的な生活を送ることで、再び犯罪に手を染めることがないように、保護観察対象者について岐阜山県保護区保護司会との就労支援に関する協定に基づき、就労の機会を提供しています。

今後も、全国的な取組である「社会を明るくする運動」を岐阜市全域で推進することをはじめ、関係行政機関、民間団体関係者との協力のもと、啓発活動への取り組みや、更生保護団体への活動支援や連携を行うなどにより、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざしていきます。

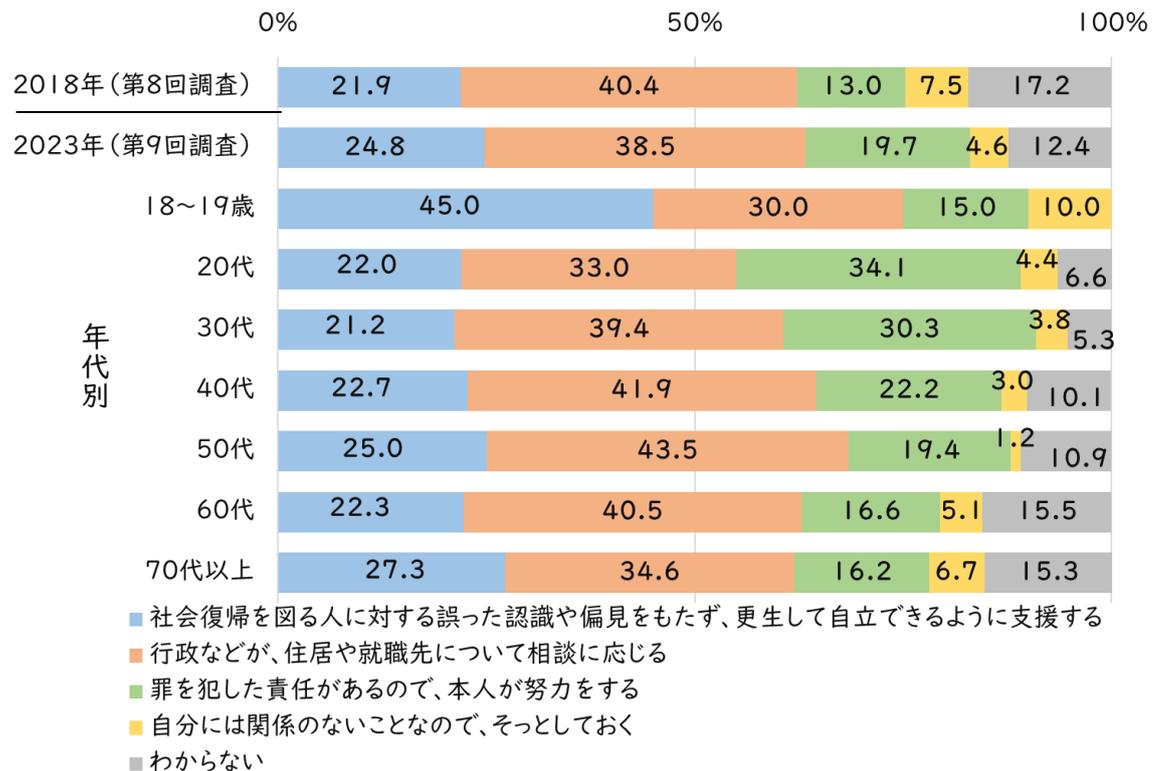
(2) 調査結果にみる現状と課題

○ 刑を終えて出所した人の人権についての意識

「刑を終えて出所した人が同じあやまちをせず、社会復帰を図るためには、どうすればよいと考えますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、「自立できるように支援する」と「行政等が相談に応じる」を合わせたく前向きに対応する立場>が1.0ポイントの上昇に止まっています。また、「本人が努力する」が6.7ポイント上昇しています。刑を終えた人の更生、社会復帰を支援する意識を高める教育・啓発を行っていく必要があります。

2023（令和5）年度の調査では、「自立できるように支援する」は24.8%、「行政等が相談に応じる」は38.5%です。両者を合わせると、63.3%がく前向きに対応する立場>で考えています。「本人が努力する」は19.7%、「そっとしておく」は4.6%です。

図表22 刑を終えて出所した人が社会復帰を図るためには、どうすればよいか



(3) 具体的施策の方向

① 更生保護活動の推進

具体的な取組	担当部署
<ul style="list-style-type: none">▶保護司、更生保護法人、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主の更生保護活動を支援するため、活動紹介や、罪を償い更生をめざす人の社会復帰を支えることの大切さを盛り込んだ啓発資料を作成します。▶必要な福祉支援に結び付けることで、安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげるため、行政関係団体で緊密な連携を図るための連携会議を開催します。	福祉政策課
<ul style="list-style-type: none">▶支援活動を続けている人から「現場の声」を紹介できる講演会・研修会を開催します。	人権啓発センター

② 社会復帰の支援

具体的な取組	担当部署
<ul style="list-style-type: none">▶保護観察対象者に対し、社会復帰支援等を行う更生保護団体や更生保護施設の活動を支援します。	福祉政策課

9 犯罪被害者等の人権

(1) 現状と課題

<犯罪被害者等の人権をめぐる動向>

私たちは、命を大切に、自由と幸福を追求する権利を有しており、憲法でも保障されています。しかし、世の中には犯罪事件の発生があり、ある人の不法行為によって、突然幸福に生きる権利を奪われてしまった犯罪被害者やその家族の人たちの存在があります。

また、犯罪に遭うことにより、被害者本人だけでなく被害者の家族も同様にさまざまな負担を強いられることとなります。事件の直接の被害のほかに、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職・転職などによる経済的困窮、さらに、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任な会話やマスメディアの過剰な取材・報道によるストレス、不快感などの二次的被害に直面することが考えられます。

国は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利や利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくために、2000（平成12）年に「犯罪被害者保護法」、2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」を制定しました。また、2005（平成17）年には、犯罪被害者等の権利を総合的に保障するために「犯罪被害者等基本計画」を策定し、現在は、2021（令和3）～2025（令和7）年度を期間とした「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づき施策を推進しています。

これらの基本計画は、犯罪被害者等及びその支援に携わる人の具体的な要望によって策定されたもので、「損害回復・経済的支援等への取組」「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」「刑事手続への関与拡充への取組」「支援等のための体制整備への取組」「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」の5つの重点課題に基づいて取り組むこととされています。

こうした取組により、たとえば「刑事手続への関与拡充への取組」については、被害者参加制度の導入により改善が図られ、「損害回復・経済的支援等への取組」については、損害賠償命令制度の創設により被害者等の損害賠償請求における負担軽減がなされるなどの成果が表れてきています。

しかし、犯罪被害者等が、平穏な生活を送ることができるためには、制度や体制の整備はもちろん、地域社会における周囲の理解と温かい対応が大切です。一人ひとりが苦しみや悩みを理解するとともに、事件の報道などに接したときにも、その被害に遭った人たちの心を思いやることのできる確かな人権感覚を身に付ける必要があります。

<岐阜市の動き>

本市では、犯罪被害者等基本法や国の計画に基づき、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や軽減を図るとともに、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる互いに支えあう地域社会の実現を目指しています。

2020（令和2）年1月に「岐阜市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。また、条例施行に合わせ、地域安全推進課にワンストップの「総合相談窓口」を設置するとともに、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するための「岐阜市犯罪被害者等支援金」を創設しました。

今後も、警察や公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターなどの外部関係機関や庁内関係課で組織する連絡会議において連携を図りながら、犯罪被害者等の心に寄り添った支援を推進していきます。

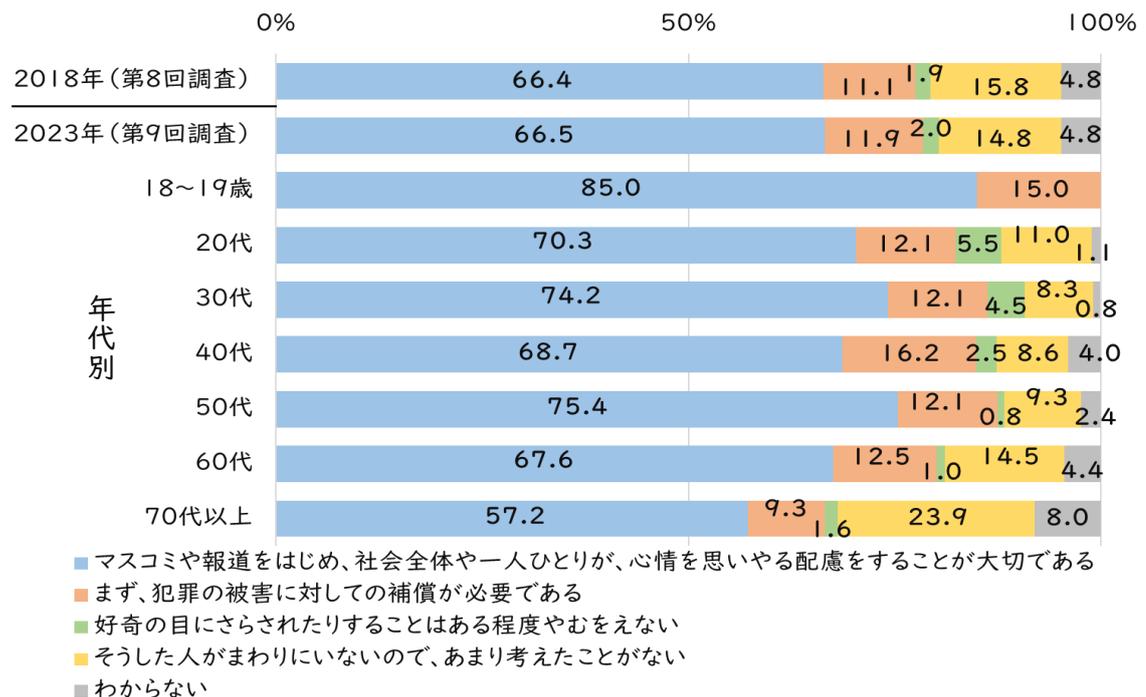
(2) 調査結果にみる現状と課題

○ 犯罪被害者等の人権についての意識

「犯罪の被害にあった人やその家族が、社会の理解不足から好奇の目にさらされて苦しんだり、被害によって経済的に困ったりすることがあります。このことについて、あなたはどのように考えますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、各回答の割合はほぼ同じであり、犯罪被害者やその家族の人権が守られるよう、教育・啓発を一層充実する必要があります。

2023（令和5）年度の調査では、「心情を思いやる配慮が大切」は66.5%と最も高くなっています。「補償が必要だ」は11.9%です。合わせて78.4%が「何らかの心くばりが必要であるという立場」で考えています。「あまり考えたことがない」が14.8%で、「好奇の目にさらされることはある程度やむをえない」が2.0%あります。

図表23 犯罪被害者等の人権に対する考え



(3) 具体的施策の方向

① 教育・啓発の推進

具体的な取組	担当部署
▶市民一人ひとりが犯罪被害者やその家族の置かれた立場や心情を思いやり、安易にマスメディアからの情報に流されない自分になるための教育・啓発（広報を含む）活動を推進します。	人権啓発センター 地域安全推進課
▶犯罪被害者とその家族の人権について理解促進を図る啓発資料を作成するとともに支援団体の紹介を行います。	人権啓発センター
▶犯罪被害者家族を苦しめる二次被害等の存在を考え合う研修会・学習講座を実施します。	人権啓発センター

② 相談窓口等の充実

具体的な取組	担当部署
▶犯罪被害者等のワンストップ相談窓口により、各種手続きなどをスムーズに受けられる支援体制の充実に努めます。	地域安全推進課
▶犯罪被害者等支援金の支給により、経済的負担の軽減を図ります。	地域安全推進課
▶犯罪被害遺児激励金等の支援内容について広報を図るとともに支援体制の充実に努めます。	子ども支援課

③ 民間支援団体への支援と連携の充実

具体的な取組	担当部署
▶犯罪被害者等が悩みを相談したり支援を受けられたりする環境をつくるため、民間支援団体の活動を支援し、連携を図るとともに、犯罪被害者等に対する理解と協力が進むように努めます。	地域安全推進課

10 インターネットを悪用した人権侵害

(1) 現状と課題

＜インターネットを悪用した人権侵害をめぐる動向＞

パソコンやスマートフォンの普及に伴い、迅速な情報の入手と発信、世界中の人々とのコミュニケーションができるなど、インターネットは、私たちの生活の利便性を高め、ときに豊かなものにしてくれました。

しかし、その一方で、発信者を特定しにくいことや不特定多数の人への情報発信が容易であること、一旦流出した個人情報、事実上回収が不可能であることなど、インターネット特有のさまざまな事象が発生しています。

特に、差別的な表現で他人を誹謗・中傷をするなど、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を通じた人権侵害は後を絶たず、これらに子どもたちが巻き込まれることも少なくありません。最近では、主にスマートフォンでのSNSアプリやメッセージアプリを使った「ネットいじめ」も多発しています。特定の人物の悪口を書き込んだり、仲間から除外したり無視をしたり、誰もが閲覧可能な掲示板に本人が望まない写真や動画を無断で掲載したりするなど、子どもたち自身が被害者になるだけでなく、加害者にもなっており、問題が非常に深刻化しています。

こうした悪質な人権侵害を防止するために、2002(平成14)年5月、特定個人の民事上の権利侵害があった場合、プロバイダー等の損害賠償責任を制限し、悪質な情報の発信者に関する情報の開示請求等について定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダー責任制限法)が施行されました。また、2009(平成21)年4月、子どもたちを有害な情報から守るために、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」が施行され、さらに、2012(平成24)年5月、ネットワークを利用したなりすまし(他人のID・パスワード等を不正に利用する)行為等を禁止した、「不正アクセス禁止法」が改正施行されました。

さらに、2022年(令和4年)6月には、深刻化するインターネット上での悪質な誹謗中傷対策として、侮辱罪を厳罰化する改正刑法が成立し、7月から施行、また、同年10月には、プロバイダー責任制限法が改正、施行され、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続(非訟手続)を創設するなどの見直しが行われました。さらに、誹謗中傷による被害が多発していることを受け、2024(令和6)年5月には、改正プロバイダー責任制限法が情報流通プラットフォーム対処法へと改正され、大規模プラットフォー

ム事業者（大規模特定電気通信役務提供者）に対して、一定期間内の削除申出への対応や削除基準の策定・公表を義務付けるなどの規制が新たに加えられました。

今日では、わたしたちの生活になくってはならないものとなっているパソコンやスマートフォンをはじめとする通信機器ですが、その利用にあたっては、大人も子どももプライベートな情報や人を傷つけたり差別したりする情報を流さないための確かな人権感覚、犯罪に巻き込まれないための正しい知識を身に付ける必要があります。

<岐阜市の動き>

本市では、2022（令和4）年に「岐阜市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、市が保有する市民の個人情報の適切な保護・管理に努めています。

市民への教育・啓発としては、情報化社会に生きる子どもたちに、「必要となる知識」や「求められる態度」を身につけさせるためのデジタル・シティズンシップ教育を実施しています。

また、人権啓発センターにおいて、インターネット上で悪質な書き込みがないかをモニタリングし、該当する内容について法務局に対して削除を要請したり、地域・学校等の研修会において活用できるプレゼンテーション資料を作成し、貸出用DVDと共に活用したりしています。

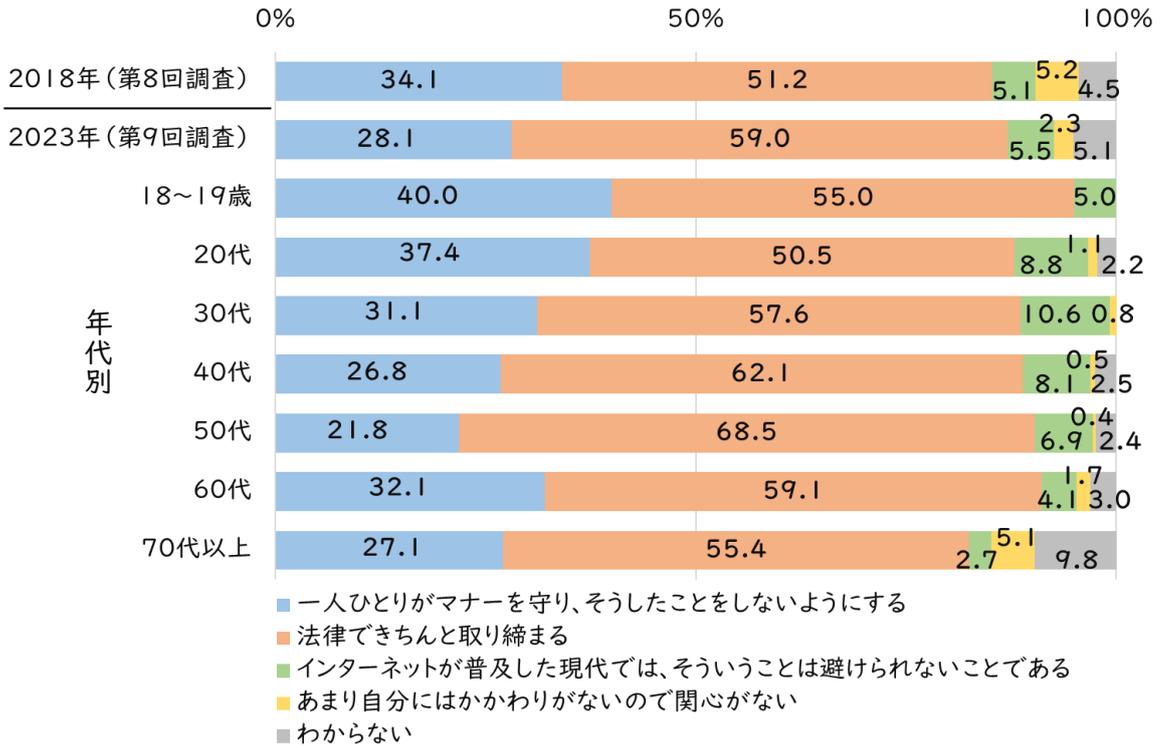
(2) 調査結果にみる現状と課題

○ インターネットを悪用した人権侵害についての意識

「インターネットを使って人を中傷したり、プライバシーをあばきたてたり、差別をあおるような文書を流したりすることが増えています。あなたの考えに近いものを一つだけ選んでください」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、「一人ひとりがそうしたことをしないようにするべきだ」と「法律で取り締まるべきだ」を合わせた<問題解決の対策が必要であるとの立場>は1.8ポイント上昇しています。また、年代別にみると、70代以上を除くすべて年代で<問題解決の対策が必要であるとの立場>が85%を超える高い率を示しています。インターネットを悪用した人権侵害は、その影響力の大きさから深刻であることは言うまでもなく、教育・啓発をはじめ対策の強化が必要です。

2023（令和5）年度の調査では、「一人ひとりがそうしたことをしないようにするべきだ」は28.1%、「法律で取り締まるべきだ」は59.0%です。合わせて87.1%が<問題解決の対策が必要であるとの立場>で考えています。

図表24 インターネットによる人権侵害についての考え



(3) 具体的施策の方向

① 広報・啓発の推進

具体的な取組	担当部署
▶市民にインターネットによる人権侵害の現状を周知するとともに、インターネット利用者や情報提供者に対して、個人のプライバシーや名誉を尊重し、人権侵害を防止するための広報・啓発活動を一層推進します。	人権啓発センター

② デジタル・シティズンシップ教育の推進

具体的な取組	担当部署
▶児童・生徒・保護者に対して、パソコンやスマートフォン等を活用する場合における個人の責任や正しい利用方法に関する指導、ネットいじめを防ぐ指導など、デジタル・シティズンシップ教育を積極的に進めます。	学校指導課
▶小中学校の子どもたちに向けた、情報機器使用における「光と影」の部分を理解した上で、加害者・被害者リスクをふまえ、正しく活用する方法を身に付けられる学習資料を作成します。	人権啓発センター
▶身近に起こっている事案を具体的に示し、意見交流を通して未然防止の方法を学ぶプレゼンテーション資料等を作成します。また、大人向けの啓発資料として、「今、子どもたちの間で起こっていること」を具体例として取り上げたものを作成します。	人権啓発センター

③ 人権侵害への対応

具体的な取組	担当部署
▶人権侵害と判断される情報の収集に努め、発見した場合は、県及び地方法務局と連携しながら、削除依頼等の対策を要請します。	人権啓発センター

④ 公式SNS等の適切な運営

具体的な取組	担当部署
▶岐阜市の公式SNSのページについては管理部署で定期的に監視を行い、人権侵害にあたるコメントがあった場合は、削除、投稿者のブロックなどの対応を行います。	広報広聴課 SNS管理部署

11 性的少数者の人権

(1) 現状と課題

<性的少数者の人権をめぐる動向>

性的少数者（＝性的マイノリティ）の問題とは、性的指向や性別違和を理由に偏見・差別を受けたり、性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けたりするなどの問題のことです。

性的指向とは、人の恋愛・性愛の相手がどういう対象に向かうのかを示す概念で、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。また、異性、同性に定まらないこともあります。性の多様性を認めるという点で、2024（令和6）年4月現在、34の国や地域が同性婚を認めており（国際レズビアン・ゲイ協会による）、同性のカップルに一定の法的な権利を保障するパートナーシップ法をもつ国もあります。

なお、法的な根拠はありませんが、わが国にも同性パートナーシップ証明制度を導入している地方自治体が増えてきています。2015（平成27）年に東京都渋谷区と世田谷区が開始し、2024（令和6）年6月現在、459の自治体で導入（NPO法人 虹色ダイバーシティによる）、2023（令和5）年9月には、岐阜県が「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

性別違和とは、からだところどころの性が一致しないため、社会生活上強い違和感をもち、支障をきたしている状態を言います。性別違和の状態にある人について、二人以上の医師により、性同一性障害であることが診断されていることに加え、「①18歳以上であること」「②現に婚姻をしていないこと」「③現に未成年の子がいないこと」「④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」「⑤他の性別の性器の部分に近似する外観を備えていること」といった要件を満たし、それが裁判所に認められれば、戸籍上の性別の変更ができる「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が2004（平成16）年7月に施行されました。司法統計によると、この法律に基づき、性別の取扱いの変更を認められた人は、2022（令和4）年末までに累計1万1,919人となっています。

2023（令和5）年には、性的少数者への理解を深め、性の多様性に寛容な社会の実現をめざし、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されました。

さらに、同年10月、上記の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」における性別変更要件のうち手術を要する④と⑤について、最高裁判所は④を憲法に反して無効であると判断し、⑤は審理が不十分として高等裁判所に差し戻しました。

また、性分化疾患という染色体・性腺・性器などが男性型・女性型のどちらか一方に統一されていない、または曖昧な状態である先天的疾患で苦しんでいる人もいます。

こうした性的少数者の問題についてマスコミで取り上げられる等、理解が進んできているとはいえ、依然として社会の中でさまざまな制約に直面し、社会の中では少数派とされ、カミングアウトを強要されたり、アウティング（本人の了解を得ずに他人に伝えること）されたりする問題が起きています。

私たちは、誰もが「自分らしく」生きられる社会をめざして、性（セクシャリティ）について正しく理解することが必要です。そして、偏見や差別をなくしていくための、人権教育や人権啓発を充実させるとともに誰もが安心・安全に暮らしていけるような体制づくりなどに取り組む必要があります。

<岐阜市の動き>

本市では、これまでも文部科学省の通知を受け、性的少数者の児童・生徒に対する関わり方を、学校全体で共有し、生きづらさを感じることがないように配慮する等さまざまな取組を行ってきました。2018（平成30）年度、2022（令和4）年度に市内全教職員に対して、研修を実施するなど、誰もがありのままの自分を受け止め、性の多様性を認め合える児童・生徒の育成を推進しています。

性的少数者に対する差別が完全に無くなるよう、施設やルール等の改善とともに、児童・生徒に正しい認識を身に付けさせる知的理解を促す指導をさらに推進していく必要があります。

市の職員に対しても、多様な性のあり方について理解を深めることを目的として、2022（令和4）年8月に各部署の代表者を集め、研修を行うなど、取組を進めています。

また、2023（令和5）年9月1日に「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」を導入した県と連携を図りながら施策を行っています。

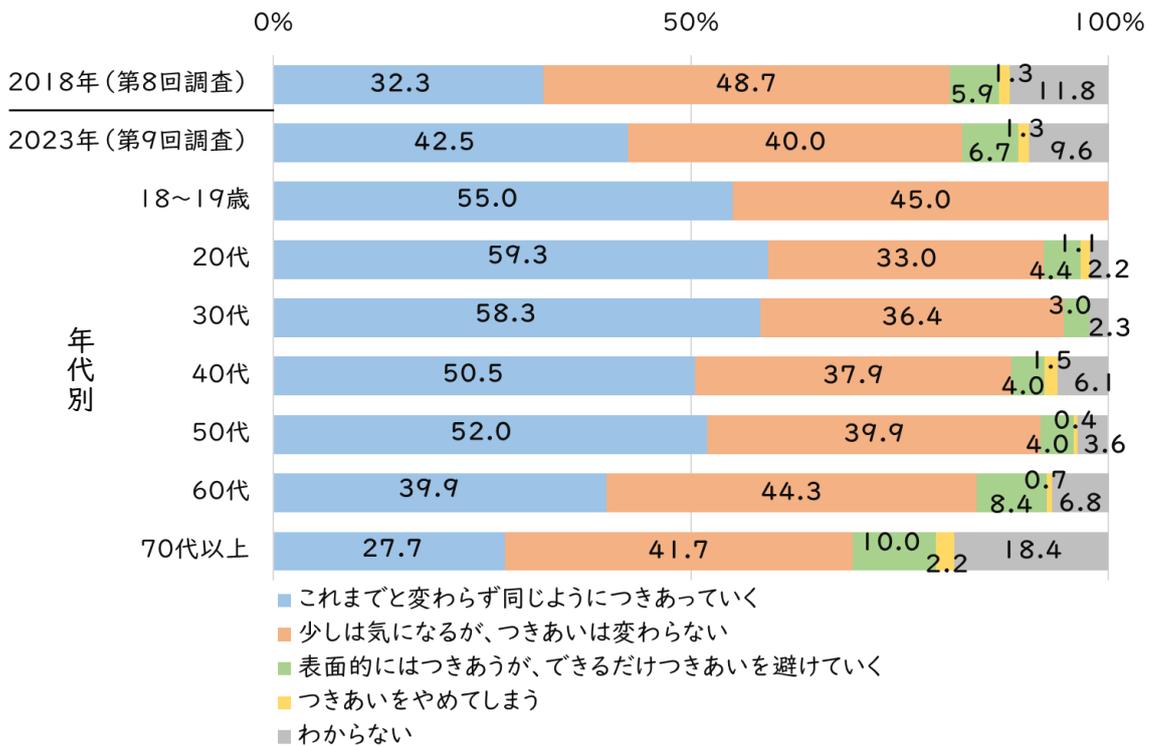
(2) 調査結果にみる現状と課題

○ 性的少数者の人権についての意識

「日頃から親しくつきあっている友人や職場の人、近所の人、性的指向の異なる人や性別違和を感じている人であることがわかったとき、あなたはどうしますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、「これまでと同じようにつきあっていく」と「少しは気になるが、つきあいは変わらない」を合わせた「つきあっていく」という立場が1.5ポイント上昇しています。特に、「これまでと同じようにつきあっていく」が10.2ポイント上昇しています。

2023（令和5）年度の調査では、「これまでと同じようにつきあっていく」は42.5%、「少しは気になるが、つきあいは変わらない」人は40.0%です。合わせて82.5%が「つきあっていく」という立場で考えています。「できるだけつきあいをさけていく」は6.7%、「つきあいをやめる」は1.3%です。また、年代別にみると、若い年代ほど「これまでと同じようにつきあっていく」が高くなる傾向があります。

図表25 身近に接している人が性的少数者であることがわかった場合の対応



(3) 具体的施策の方向

① 教育の推進

具体的な取組	担当部署
▶学校教育、社会教育、青少年教育において性的少数者の人権に関する研修の機会を設ける等、より一層の推進を図ります。	学校指導課 社会・青少年教育課

② 関連団体等との連携による効果的な啓発

具体的な取組	担当部署
▶NPO法人やボランティア団体との連携を深め、教育・啓発活動、救済活動を推進します。	人権啓発センター

③ 相談窓口の周知

具体的な取組	担当部署
▶「総合健康相談窓口」、「HIV相談窓口」において、相談対応を実施するとともに、広報に掲載するなど周知に努めます。	感染症・医務薬務課

④ 啓発資料の充実

具体的な取組	担当部署
▶庁内の関係課及び関係諸機関と連携しながら、多様性を認め合い、一人ひとりがその人らしく生きられるまちづくりをしていこうという意識を高める啓発資料を作成します。また、理解の進みにくい年代に向けた、性自認・性的指向の基礎知識をふまえた啓発資料を作成します。	人権啓発センター 男女共生・生涯学習推進課

12 さまざまな人権問題

(1) 現状と課題

社会には、多様な人権問題が存在します。

① ホームレスの状態にある人々の人権問題

ホームレスの状態になることを余儀なくされている人たちがいます。そういった人たちが、外見などで判断され嫌がらせや暴行の対象になるなどの人権侵害が起こっています。こうした問題を解決するために、2002（平成14）年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が10年間の時限立法として施行されました。（2012(平成24)年に5年、2017（平成29）年に10年の延長を決定）この法は、ホームレスの状態にある人の自立の支援、ホームレスの状態になることを防止するための生活上の支援などに関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずることにより、ホームレスの状態にある人の人権等に関する問題の解決をめざしたものです。

② 年齢を超えた生活困窮者の人権問題

行政・NPO・ボランティアによる支援活動等により、ホームレスの状態に置かれる人たちは減少してきたものの、簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で宿泊するなど、不安定な居住環境にある若年層の増加が問題となっています。

また、若者のほかにも、長期の無業者や単身世帯、ひとり親世帯なども、社会から孤立したり疎外されたりする可能性が高いことが指摘されていますし、長期間社会に参加しない「ひきこもり」の状態にある人の増加も懸念されています。ホームレスの状態に陥る可能性のある生活困窮者（経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人）を支援するために、2015(平成27)4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。それを受けて本市では、生活困窮者の就労や居住の確保につながる相談や支援等を、福祉の側面からだけでなく、関係部局が連携しながら行う、自立相談支援事業を実施しています。

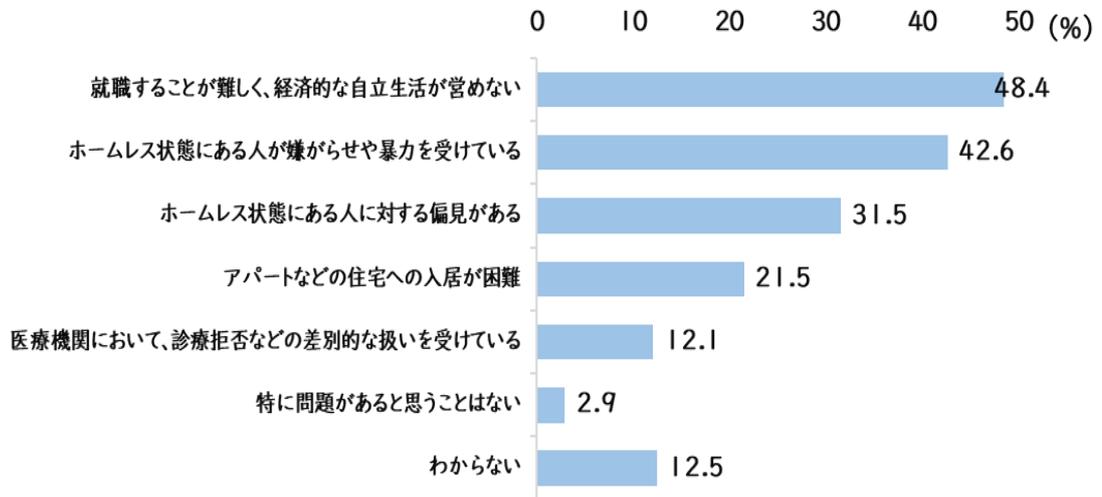
【調査結果にみる現状と課題】

○ ホームレスの状態にある人の人権についての意識

「ホームレスの状態にある人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか（複数回答可）」という設問では、「就職することが難しく経済

的な自立生活が営めない」が 48.4%、「ホームレスの状態にある人が嫌がらせや暴力を受けている」が 42.6%と高くなっています。

図表26 ホームレスの状態にある人の人権問題について、特に問題があると思うこと（複数回答可）



③ アイヌの人々の人権問題

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であり、独自の文化や伝統を有していますが、アイヌの人々に対する日本人化（同化）政策等により、文化や伝統の十分な保存が図られてはいません。アイヌ語を理解し、その伝統を担う人々の高齢化等により、次の世代への継承が課題となっています。また、アイヌの人々についての理解が十分ではなく、就職や結婚等において偏見や差別が依然として残っており、アイヌの人々の人権を尊重するための教育・啓発が必要です。

こうした中、2019（平成 31）年 4 月、法律としてはじめてアイヌの人々を「先住民族」と明記し、独自の文化の維持・振興に向けた交付金制度を創設する「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。今後、国や自治体の責任で、アイヌ文化の振興ならびにアイヌの伝統等に関する知識の普及、啓発とともに、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができるよう取組を進めていきます。

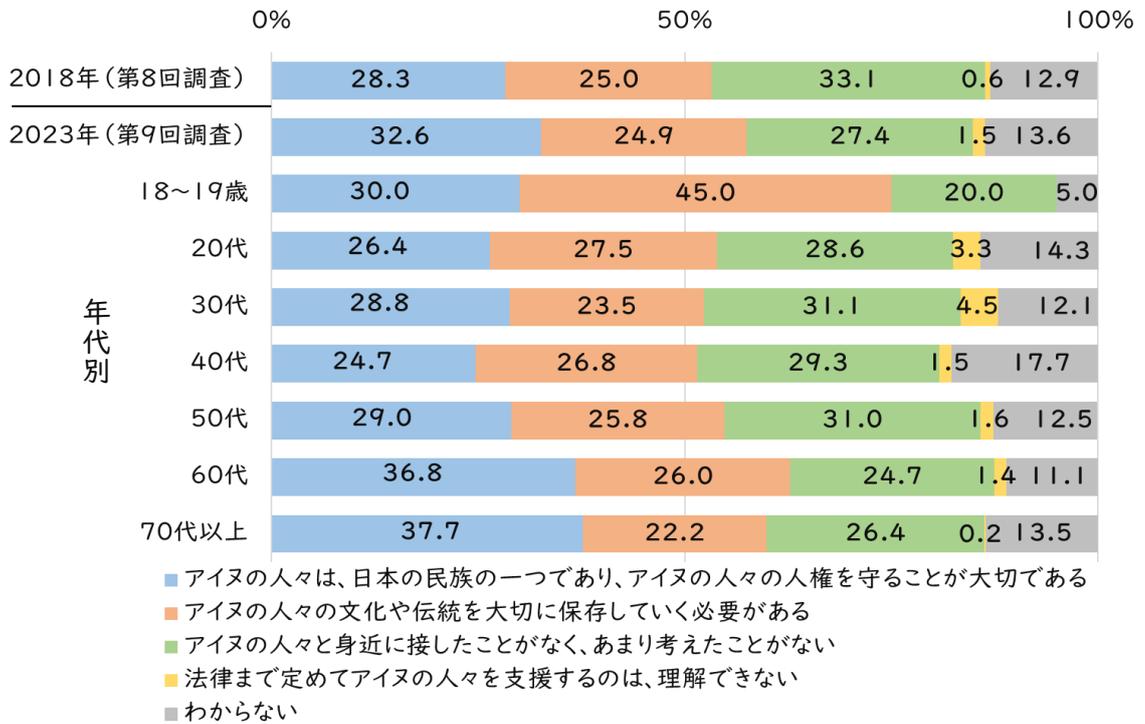
【調査結果にみる現状と課題】

○ アイヌの人々の人権についての意識

「アイヌの人々や文化について、あなたはどのように考えますか」という設問では、2018（平成 30）年度の調査結果との比較において、「アイヌの人々の人権を守ることが大切」と「伝統や文化を大切に保存していくことが必要」を合わせた「アイヌの人々の人権を尊重する立場」は 4.2 ポイント上昇しています。

2023（令和 5）年度の調査では、「アイヌの人々の人権を守ることが大切」は32.6%、「伝統や文化を大切に保存していくことが必要」は24.9%です。両者を合わせると、57.5%が「アイヌの人々の人権を尊重する立場」で考えています。なお、「あまり考えたことがない」は27.4%と高くなっています。

図表27 アイヌの人々や文化についての意識



④ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。国は2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、この法律において国及び地方公共団体は拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発に努めることと定められました。

また、2011（平成23）年には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」を加える一部改正が閣議決定され、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進するものとされています。

拉致問題の解決には、国内各層の問題理解、国際社会の支持が不可欠であるため、その関心と理解を深めていく啓発活動が必要です。

⑤ 震災等の災害に起因する人権問題

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難生活を余儀なくされている方が大勢おられます。

大震災以降、長期間の避難生活をおくる被災者への差別等や、放射能汚染等の風評等に基づく差別的取扱い等の人権問題が発生しています。

また、2016（平成28）年4月14日に発生した熊本地震、2024（令和6）年1月1日に発生した能登半島地震等においても、避難誘導時や避難所生活において適切な配慮がなされなかったり、事実と異なる情報の発信・拡散により平穏な生活を脅かされたりする人権問題が起こっています。

市民一人ひとりが正しい知識を持ち、被災者の気持ちに寄り添い、被災者や被災地に対する偏見と差別をなくすことが必要です。

⑥ 人身取引（トラフィッキング）による人権問題

性的搾取、強制労働などを目的とした「人身取引（トラフィッキング）」について、日本は人身取引の受入地であることが国際社会から指摘されており、重大な人権問題となっています。関係機関等との連携や市民への啓発を進める必要があります。

⑦ 職場におけるハラスメント（いやがらせ）による人権問題

法務省が公表した、2023（令和5）年に救済手続きを始めた人権侵害件数をみると、労働権関係の事案は前年比349件増の1,487件で、全体の16.6%を占めています。

職場におけるハラスメント（いやがらせ）は人権侵害にあたることなど、市民への啓発を進める必要があります。

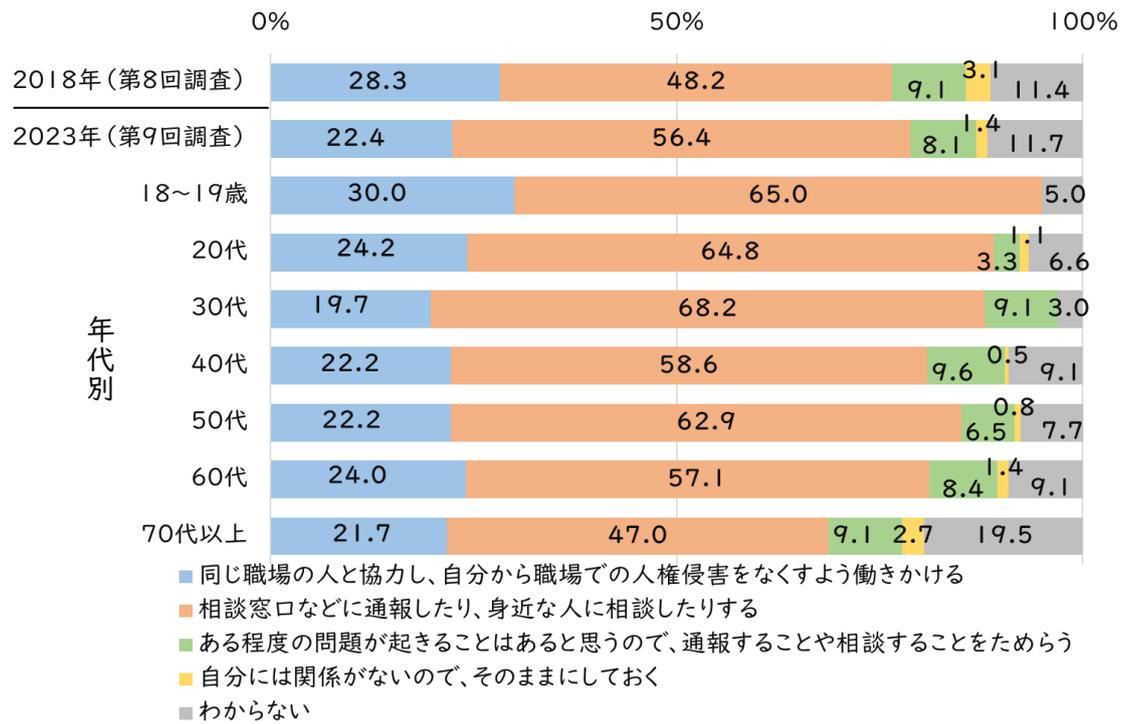
【調査結果にみる現状と課題】

○ 職場での人権についての意識

「職場での人権問題が起きた場合に、どのように行動しますか」という設問では、2018（平成30）年度の調査結果との比較において、「自分から働きかける」と「身近な人に相談する」を合わせた〈前向きに対応する立場〉は 2.3 ポイント上昇しています。

2023（令和5）年度の調査では、「自分から働きかける」は 22.4%、「身近な人に相談する」は 56.4%です。両者を合わせると 78.8%が、職場の人権問題に対し〈前向きに対応する立場〉で考えています。なお、「通報や相談をためらう」は 8.1%、「自分には関係がないのでそのままにしておく」は 1.4%です。

図表28 職場で人権問題が起きた場合に、どのように行動するか



(2) 具体的施策の方向

さまざまな状況で人権が脅かされている人々が存在することを認識し、人権問題についての正しい知識と理解を深め、偏見や差別をなくし共によりよく生き合う立場から、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて取組を行っていきます。